

第4回 相模原・津久井地域合併協議会

日時：平成16年8月4日（水）午後2時から

場所：神奈川県立相模湖交流センター 多目的ホール

<相模原・津久井地域合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206 (直通) FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

URL <http://www.st-gappei.jp>

目 次

議 事

< 協議事項 >

協議第4号	新市の名称について（継続協議）	1
協議第12号	行政連絡機構の取扱いについて	3
協議第13号	慣行の取扱いについて	11
協議第14号	公共的団体等の取扱いについて	16
協議第15号	町名・字名の取扱いについて	28
協議第16号	土地利用の取扱いについて	37
協議第17号	上下水道事業の取扱いについて	43

< 報告事項 >

報告第16号	各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1	54
報告第19号	相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程の一部改正について	76

そ の 他

(1)	第5回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について	78
(2)	今後の協議会開催日程（案）について	78

協議第4号

新市の名称について（継続協議）

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成16年8月4日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

新市の名称は、相模原市とする。

編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することから、編入する市町村の名称とすることが通常であるが、編入する市町村の名称を変更することにより新たに制定することもできる。

なお、編入合併に伴って市町村の名称を変更する場合は、地方自治法の規定により、あらかじめ都道府県知事に協議し、条例で定める必要がある。

協議第 1 2 号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 4 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直すものとする。
ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については合併時に相模原市の制度に統一するものとする。
- 2 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援制度を基本とし、合併後、3年を目途に見直すものとする。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	行政連絡機構の取扱い	合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直すものとする。 ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については合併時に相模原市の制度に統一するものとする。	1
2	地域振興囑託員経費	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、津久井3町への配置については、合併後に配置基準の見直しとともに検討を行なう。	2
3	自治会活動助成事業	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。	3
4	自治会集会所建設等助成事業	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。	5
5	自治会集会所賃借料助成事業	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。	6
6	防犯灯の維持管理	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。	7
7	防犯灯の設置・指導	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。	8

行政連絡機構の取扱いの考え方

行政連絡機構とは、行政からの伝達事項を住民に伝達したり、住民の要望等を行政に伝達する役割を担っている組織のことで、具体的には地域住民に最も身近な組織として自主的に運営されてきた自治会等のことを指します。

自治会等は、地域コミュニティの中心として、それぞれの地域において、先に述べました行政連絡業務を担っているほか、地域の防災・交通安全・防犯活動や地域美化活動などを通じて安全で住みやすい快適な地域づくりの推進に寄与しており、地域住民の生活に果たす役割は非常に重要なものがあります。

このため、合併後新市の一体性を確保するためには、本来速やかに全ての制度を統合する必要があるが、地域コミュニティの歴史に根ざした組織であることや、地域における自治会等の重要な役割などを考慮し、調整にあたっては、市全域に同一の情報を提供する必要性から、広報紙の配布については合併時に相模原市の制度に統一し、現行の組織及び自治会等への助成制度については、自治会等の振興と活性化に資するよう、合併後3年を目途に見直しを行うこととする。

行政連絡機構の現況比較

1 行政連絡機構に係る機構図

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会連合会</div> <p style="text-align: right;">(1団体)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地区自治会連合会</div> <p style="text-align: right;">(18地区)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会</div> <p style="text-align: right;">(432自治会)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会加入世帯</div> <p style="text-align: right;">(159,478世帯)</p> <p><1自治会の世帯数> 平均 369世帯 最小 9世帯 最大 4,918世帯</p> <p><加入率> 市世帯数 252,039世帯 加入率 63.3%</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会連合会</div> <p style="text-align: right;">(1団体)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会</div> <p style="text-align: right;">(12自治会)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会加入世帯</div> <p style="text-align: right;">(6,231世帯)</p> <p><1自治会の世帯数> 平均 519世帯 最小 125世帯 最大 1,444世帯</p> <p><加入率> 町世帯数 8,155世帯 加入率 76.4%</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会連合会</div> <p style="text-align: right;">(1団体)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地区自治会連絡協議会</div> <p style="text-align: right;">(6地区)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会</div> <p style="text-align: right;">(62自治会)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会加入世帯</div> <p style="text-align: right;">(8,284世帯)</p> <p><1自治会の世帯数> 平均 134世帯 最小 13世帯 最大 890世帯</p> <p><加入率> 町世帯数 9663世帯 加入率 85.7%</p> <p style="text-align: right;">平成15年4月1日現在(調査未了の為)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="text-align: right;">(連合会無し)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地区自治会連合会</div> <p style="text-align: right;">(4地区のうち1地区あり)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会</div> <p style="text-align: right;">(35自治会)未組織17</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">自治会加入世帯</div> <p style="text-align: right;">(2,805世帯)</p> <p><1自治会の世帯数> 平均 80世帯 最小 7世帯 最大 192世帯</p> <p><加入率> 町世帯数 3,666世帯 加入率 76.5%</p>

- * 自治会数及び世帯数は、平成16年4月1日現在の数値
- * 自治会と加入世帯を結ぶ「班・組」等の制度については割愛した。

行政連絡機構の現況比較

2 広報紙・回覧文書配布等の行政連絡事務

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>1. 市広報紙（月2回発行） 配布方法：原則、新聞折込。 その他：市の施設及び駅で入手可能。 なお、希望者には郵送にて送付。</p>	<p>1. 町広報紙（月2回発行） 配布方法：1日号・・・自治会配布 15日号・新聞折込 その他：町の施設及び橋本駅、町内金融機関、町内ほとんどのコンビニエンスストアに設置している専用スタンドから入手可能。</p>	<p>1. 町広報紙（月2回発行） 配布方法：1日号は自治会を通じて配付。代表者宅へ配送し、加入世帯へ配付する。15日号は新聞折込。 その他：町施設、郵便局、バスターミナルでも入手可能。 原則として、郵送配付は公共機関のみ。</p>	<p>1. 町広報紙（月2回発行） 配布方法：1日号は自治会及び未組織経由、15日号は新聞折込。 その他：町の施設及び駅で入手可能。 なお、希望者には郵送にて送付。</p>
<p>2. 回覧文書（原則 月2回） 原則、地区自治会連合会ごとに情報を収集した、地域情報紙を作成し、自治会長（又は広報担当）宅に業者が配布し、加入世帯に回覧している。</p>	<p>2. 回覧文書 原則、1日号の広報紙配布にあわせて回覧を依頼する。ただし、回覧の可否については、自治会連合会において決定する。 回覧文書については、依頼者が自治会長の指定する場所へ必要部数を梱包し持参する。</p>	<p>2. 回覧文書（随時） 町関連については、必要に応じて、各課が各自治会長宅へ必要部数を持ち込み、加入世帯に回覧している。 また、民間事業者に関するもの等については、自治連役員会の承認が必要となる。</p>	<p>2. 回覧文書（原則 なし） 原則、回覧はないが、お願いする場合は、担当課が直接自治会長等にお問い合わせする。</p>
<p>3. 掲示板 自治会が設置し、管理。 従来は、市が自治会の要望を受けて交付したが、平成14年度をもって廃止した。</p>	<p>3. 掲示板 自治会が設置し、管理。</p>	<p>3. 掲示板 該当なし</p>	<p>3. 掲示板 自治会が設置し、管理。</p>

行政連絡機構の現況比較

3 住民自治組織に対する支援の状況

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
1. 自治会連合会運営助成金 (1) 相模原市自治会連合会補助金 9,660,000円 (2) 地域情報紙発行、配送費補助金 13,376,000円	1. 自治会連合会運営助成金 なし	1. 自治会連合会助成金 800,000円	1. 自治会連合会運営助成金 なし
2. 自治会等活動推進奨励金 64,400,000円 (@400円×加入世帯) 相模原市自治会連合会に一括交付。 同連合会から地区自治会連合会、単位 自治会、自治会長の活動費として交付	2. 自治会協力謝礼金 2,932,000円 { 均等割額 35,000円 世帯割額 244円 火災保険料 35,000円 自治会館運営費助成 50,000円 } 各自治会へ上記により交付。 <地区行政委員> 目的：行政の円滑な推進と住民福祉の向上 を図るため、自治会ごとに置く。 報酬（年額） 均等割額：225,000円 世帯割額： 50円	2. 自治会等活動推進奨励金 なし <行政連絡員> 目的：町行政の円滑及び効率化をはかり、 住民福祉の増進のため、自治会ごと に置く。 報酬（年額） 均等割額：52,750円 世帯割額：394.5円	2. 自治会等活動推進奨励金 なし <行政委員> 目的：行政の円滑な推進と住民福祉の向上 を図るため、自治会ごとに置く。 報酬（年額） 均等割額：19,000円 世帯割額： 110円
3. コミュニティ助成事業助成金 2,500,000円	3. コミュニティ助成事業助成金 2,400,000円	3. コミュニティ助成事業助成金 2,500,000円	3. コミュニティ助成事業助成金 自治会としては、行っていない。 広報により募集し、申請を行っている。

* 金額は、平成16年度予算額

行政連絡機構の現況比較

3 住民自治組織に対する支援の状況

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>4. 自治会等集会所建設補助金 (補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地購入 購入額の1/2、対象面積200㎡まで ・建物の購入、建設及び増改築 購入額(建設費)の1/2、 対象面積140㎡まで 対象単価140千円/㎡まで 32,500,000円 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会集会所建設事業に係る 融資制度 預託先: 相模原市農業協同組合 預託率: 融資額の7/10 融資利率: 年2.0% 融資期間: 10年以内 54,008,000円 	<p>4. コミュニティ施設等整備事業補助 (補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所の新築 経費の1/3以内、限度額: 15,000千円 (用地取得費は含まず) ・集会所の増改築及び修繕 経費の1/2以内、限度額: 2,500千円 ただし、身体障害者用のスロープ、 トイレ、手すり等の設置については 経費の2/3以内、限度額: 2,000千円 ・集会所付帯設備の整備 経費の1/2以内、限度額: 1,000千円 	<p>4. 自治会集会所建設補助金 (補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地購入 購入額の1/2以内、限度額: 10,000千円 対象面積200㎡まで ・建物の購入、建設及び増改築 購入額(建設費)の1/3 対象面積30㎡以上 限度額: 一般財源分4,000千円 (500千円以上) 特定財源分4,000千円 19,967,000円 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会集会所建設事業に係る 融資制度 預託先: 津久井郡農業協同組合 預託額: 予算の範囲内 融資利率: 年3.0% 融資期間: 10年以内 10,000,000円 	<p>4. 自治会集会所建設等助成事業 なし</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立集会施設を自治会集会所として 利用している自治会には、管理を 委託 (施設ごとに年額: 20千円) ・町立集会施設以外を集会所として 利用している自治会には、補助金 を交付 (年額: 15千円) ・経費の内訳 需用費: 150千円(応急修繕) 役務費: 272千円(建物共済費等) 補助金: 405千円(集会所管理補助金) 827,000円
<p>5. 自治会等集会所賃借料補助金 (補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借地 限度面積: 200㎡まで 補助金額: 借地料 ・借家 限度面積: 140㎡まで 補助金額: 家賃(2,450円/㎡) 1か月あたり ・補助率 対象金額の1/2以内 ・補助期間 原則10年以内 2,628,000円 	<p>5. 自治会等集会所賃借料助成事業 なし</p>	<p>5. 自治会等集会所賃借料助成事業 なし</p>	<p>5. 自治会等集会所賃借料助成事業 なし</p>

*金額は、平成16年度予算額

行政連絡機構の現況比較

4 住民自治組織に対するその他の事務

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>1. 防犯灯助成費</p> <p>(1) 防犯灯維持管理費補助金 自治会で維持管理している防犯灯に対し、年間電気料(4月分×12か月)の90%及び管理費として1灯につき年額700円を補助 105,393,000円</p> <p>(2) 防犯灯設置費補助金 設置費の90%を助成 38,000,000円</p>	<p>1. 防犯灯助成費</p> <p>(1) 防犯灯維持管理委託 町で設置している防犯灯の維持管理について各自治会と委託契約を結ぶ。 契約金額：@800×設置灯数 1,355,000円 電気料は全額町で負担</p> <p>(2) 防犯灯設置費補助金 なし</p>	<p>1. 防犯灯助成費</p> <p>(1) 町が設置した防犯灯を自治会が管理するにあたり、管理する経費を1灯につき年額800円を交付。 2,356,000円</p>	<p>1. 防犯灯助成費 自治会には、補助していない。直接、町が行っている。</p>
<p>2. 団体事務局事務 市自治会連合会及び各地区自治会連合会事務に対する支援</p> <p>(1) 自治会連合会事務 市民生活課職員及び市自治会連合会で雇用した非常勤職員により実施</p> <p>(2) 地区自治会連合会事務(18地区) 市民生活課及び出張所職員、さらに地域振興嘱託員(市非常勤特別職)により実施</p>	<p>2. 団体事務局事務 町自治会連合会事務に対する支援を町民課職員により実施。</p>	<p>2. 団体事務局事務 町自治会連合会及び各地区自治会連絡協議会事務に対する支援</p> <p>(1) 自治会連合会事務 企画政策室職員により実施</p> <p>(2) 地区自治会連絡協議会事務(6地区) 各支所及び出張所職員により実施</p>	<p>2. 団体事務局事務 支援は、行っていない。</p>

*金額は、平成16年度予算額

先進事例

浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村

行政連絡機構は、政令指定都市の区制を見据えて、自治会連合会等と協議し、合併後に新市において速やかに再編するものとする。自治会等の運営に対する助成は、現行予算の範囲内で行うものとする。

- (1) 行政連絡業務については、当面現行のとおりとする。行政連絡業務に係る自治会等への委託料については、合併後に新市において関係機関と協議し速やかに再編するものとする。
- (2) 自治会、自治会連合会、県自治会連合会等との連絡調整業務は、合併時に浜松市の例により統合する。
- (3) 自治会、区長会等の運営に対する補助金、交付金等については、合併後に新市において関係機関と協議し速やかに再編するものとする。

長崎市・香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・三和町

自治会・住民活動関係事業の取扱い

自治会・住民活動関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし、住民生活への影響が大きいものについては、各町の地域特性等を勘案し、一定期間、経過措置を講じるものとする。

なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

鹿児島市・吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町

コミュニティ関係事業の取扱い

1. 町内会・自治公民館等の自治組織については、5町の自治公民館・集落を、合併時に鹿児島市の単位町内会と同一の組織として位置付けるものとする。
2. コミュニティ関係事業については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
3. 行政連絡員制度については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の運営方法については、段階的調整を行うものとする。
4. 自治組織への運営補助金については、合併が行われた日の属する年度から起算して3年度を経過した年度までに廃止するものとし、廃止までの間の補助金の額については、段階的調整を行うものとする。

協議第13号

慣行の取扱いについて

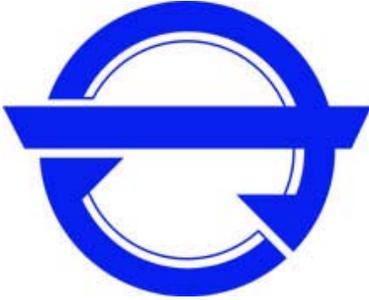
慣行の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月4日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 市章は、相模原市のものに統合するものとする。
- 2 市の花、木、鳥及び色は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により改定の必要があるものについては、新市において検討するものとする。
- 3 市民憲章、市民憲章以外の憲章及び宣言並びに市の歌は、相模原市のものに統合するものとする。ただし、合併により文言が新市の実情にそぐわなくなるものなどについては、新市において新たな制定、修正等を検討するものとする。

慣行の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
章				
花	アジサイ	つつじ	ミツバツツジ	山ゆり
木	けやき	もみじ	ヤマモミジ	桂
鳥	ひばり	メジロ	うぐいす	オシドリ
色	みどり	なし	なし	青

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
市町民憲章	<p>相模原市民憲章</p> <p>わたくしたち相模原市民は 相模野の広い台地 相模川の雄大な流れ 先人より受け継いだ開拓の精神や伝統を誇りとし 敬愛と協調を高め 住みよい風格のあるまちへの 限りない発展を願って この市民憲章を定めます</p> <p>1 青い空 あふれる 緑 澄んだ水 うるおいのあるまちをつくりま</p> <p>1 いのちを大切にし思いやりと笑顔で 明るいくらしを築きます</p> <p>1 心とからだをきたえ はげましあい 希望をもって 働きます</p> <p>1 ものをだいにし きまりや約束を守ることを誇りとし</p> <p>1 おたがいに学びあい豊かな市民の文化を育てます</p>	<p>城山町民憲章</p> <p>わたくしたちは、水と緑に町民の健やかさがこだまする憩いあるまち城山の限りない発展を願って、この町民憲章を定めます。</p> <p>1 水と緑を大切にし、住みよい環境をつくりましょう。</p> <p>1 健康で仕事に励み、明るい家庭をつくりましょう。</p> <p>1 お互いに助け合い、思いやりの心を育てましょう。</p> <p>1 きまりや約束を守り、よい習慣を育てましょう。</p> <p>1 教養を高め、豊かな文化をきずきましょう。</p>	<p>津久井町民憲章</p> <p>わたくしたちは、丹沢山塊や津久井湖の豊かな水と、歴史にはぐくまれたこのふるさとを愛し、限りない発展を願って、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>1 緑と水を大切にし、豊かな自然から学びましょう。</p> <p>1 きまりや約束を守り、心のかよいあう町をつくりましょう。</p> <p>1 仕事をおこし、生きがいのある健康な家庭をつくりましょう。</p> <p>1 学びあい、教養を深め、文化の高い町にしましょう。</p> <p>1 手をつなぎあい、いたわりあい、平和を守る心を育てましょう。</p>	<p>相模湖町民憲章</p> <p>わたくしたちは、水と緑の美しい自然に恵まれ、歴史と伝統あるこの地を愛し、いつまでも文化豊かな住みよい町にするために、この町民憲章を定めます。</p> <p>1 森や水を大切にし、うるおいのあるまちをつくりましょう。</p> <p>1 助け合いの心を持ち、福祉のまちをつくりましょう。</p> <p>1 いのちを大切にし、あかるいまちをつくりましょう。</p> <p>1 きまりをまもり、信頼できるまちをつくりましょう。</p> <p>1 教養を深め、文化の高いまちをつくりましょう。</p>
上記以外の憲章・宣言	相模原市核兵器廃絶平和都市宣言	城山町非核平和都市宣言	津久井町核兵器廃絶平和宣言	相模湖町非核平和都市宣言
	さがみはら男女共同参画都市宣言			
	さがみはら男女平等憲章			
			水源文化都市・津久井宣言	
	さがみはら健康都市宣言	健康都市宣言（健康都市しろやま）		ゆとり宣言
				敬老自治体宣言
	交通安全都市宣言			
	相模原市環境宣言			
	相模原市農業委員会憲章		津久井町子ども憲章	
		明るい選挙推進の町宣言		

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
歌	<p>相模原市民の歌</p> <p>一．柴胡の原の昔より 希望輝く相模原 代代の恵みを地にうけて 幸あるわれら寄るところ 光が招く明日が呼ぶ</p> <p>二．実りの波は野に丘に 夢も燃えたつ相模原 青雲高く生産の 平和のけむりたつところ 建設の歌わきあがる</p> <p>三．ながれは清くゆうゆうと 絵巻はひらく相模原 季節のいろをちりばめて 文化の花の咲くところ われらがまちに栄えあれ</p>	<p>城山町民の歌「城山わがまち」</p> <p>みどり萌えたつ 城山を 映して めぐる 相模川 ゆたかな土よ 湖よ つつじ花咲 き 空青く ああ ふるさとに 城山に きよ うも明るく 日が昇る</p> <p>とおい昔の 住居跡 戦国しのぶ 城のあと 渡しの船と 高瀬舟 知恵で時代 を 超えてきた ああ ふるさとに 城山に ほこ る歴史の あとがある</p> <p>もみじ色増す 辰籠山 はるかに 望む 丹沢よ 伸びゆく力 ここに満ち ころ あわせて ひとすじに ああ ふるさとは 城山は 明日 をめざして すすむまち</p>	なし	なし

先進事例

秋田市・河辺町・雄和町

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

鹿児島市・吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町

- 1 市紋章については、鹿児島市の市紋章を用いるものとする。
- 2 市旗については、鹿児島市の市旗を用いるものとする。
- 3 市民歌については、鹿児島市の市民歌を用いるものとする。
- 4 市民憲章については、鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。
- 5 名誉市民については、鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 6 市木・市花については、鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。

慣行（都市宣言）の取扱い

都市宣言は、鹿児島市の都市宣言を用いるものとする。3町の独自の宣言は合併時に廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時まで検討するものとする。

長崎市・香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町・三和町

- 長崎市き章、長崎市の花及び木並びに長崎市歌を適用するものとする。
ただし、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町のき章、町章、町の花、木、花木、鳥及び魚並びに町民歌は、次のとおり取扱うものとする。
- 1 き章及び町章については、それぞれの地区のシンボルとして継承するものとする。
 - 2 町の花、木、花木、鳥及び魚については、それぞれの地区の推奨の花、木、花木、鳥及び魚とするものとする。
 - 3 町民歌については、それぞれの地区の愛唱歌として伝承していくものとする。

協議第14号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月4日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整に努める。
- 2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。

公共的団体等について

1 統合の必要性について

市町村の合併の特例に関する法律第16条第8項では、合併関係市町村の区域内に合併後も各種の公共的団体等が存続することは、合併市町村の一体性の確立の面から好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等は統合整備を図る必要があるとしている。

2 公共的団体等について

公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体等の厚生社会事業団体、教育団体、文化団体、スポーツ団体等、公共的活動を営むすべての団体を含み、法人たると否とを問わず、地方自治法第157条の公共的団体等とその範囲を同じくするものである。

主な公共的団体等の現況

専門部会名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
企画部会	相模原市国際化推進委員会		津久井国際交流の会	
財務部会	相模原たばこ商業協同組合			
保健福祉部会	(社福) 相模原市社会福祉協議会	(社福) 城山町社会福祉協議会	(社福) 津久井町社会福祉協議会	(社福) 相模湖町社会福祉協議会
保健福祉部会	(社福) 相模原市社会福祉事業団			
保健福祉部会	相模原市福祉のまちづくり推進協議会			
保健福祉部会	相模原市保護司会	津久井地区保護司会城山町分区	津久井地区保護司会津久井分区	津久井地区保護司会相模湖分区
保健福祉部会	相模原地区更生保護女性会	津久井地区更生保護女性会	津久井地区更生保護女性会	津久井地区更生保護女性会
保健福祉部会	相模原市社会を明るくする運動実施委員会	津久井地区社会を明るくする運動実施委員会	津久井地区社会を明るくする運動実施委員会	津久井地区社会を明るくする運動実施委員会
保健福祉部会	相模原市戦没者遺族会	城山町遺族会	津久井町遺族会	相模湖町遺族会
保健福祉部会	相模原原爆被災者之会			
保健福祉部会	社団法人相模原市医師会	社団法人津久井郡医師会	社団法人津久井郡医師会	社団法人津久井郡医師会
保健福祉部会	社団法人相模原歯科医師会	津久井郡歯科医師会	津久井郡歯科医師会	津久井郡歯科医師会
保健福祉部会	社団法人相模原市薬剤師会			
保健福祉部会	社団法人神奈川県柔道整復師会 (相模支部)	社団法人神奈川県柔道整復師会 (相模支部)	社団法人神奈川県柔道整復師会 (相模支部)	社団法人神奈川県柔道整復師会 (相模支部)

専門部会名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
保健福祉部会	社団法人神奈川県看護協会（相模原支部）	社団法人神奈川県看護協会（相模原支部）	社団法人神奈川県看護協会（相模原支部）	社団法人神奈川県看護協会（相模原支部）
保健福祉部会	相模原市老人クラブ連合会	城山町老人クラブ連合会	津久井町老人クラブ連合会	相模湖町老人クラブ連合会
保健福祉部会	社団法人相模原市シルバー人材センター	城山町生きがい事業団	津久井町生きがい事業団	相模湖町生きがい事業団
保健福祉部会	相模原市母子寡婦福祉協議会		津久井町母子福祉会	
保健福祉部会	相模原市母親クラブ連絡協議会			
保健福祉部会	相模原市児童館連絡協議会			
保健福祉部会		町立障害者地域作業所つくしの家	町立障害者地域作業所津久井町竹の子作業所	町立障害者地域作業所マーブリングハウス
保健所部会	相模原市食生活改善推進団体 わかな会	城山町食生活改善推進団体	津久井町食生活改善推進団体	相模湖町食生活改善推進団体（津久志会）
保健所部会	相模原市市民健康づくり運動普及員連絡会	健康しろやま普及員	健康つくい普及員連絡会	健康さがみこ推進員
保健所部会	さがみはら市民健康づくり会議		津久井町健康づくり推進協議会	
保健所部会	神奈川県公衆衛生協会相模原支部	神奈川県公衆衛生協会津久井支部	神奈川県公衆衛生協会津久井支部	神奈川県公衆衛生協会津久井支部
保健所部会	相模原食品衛生協会	津久井食品衛生協会	津久井食品衛生協会	津久井食品衛生協会
保健所部会	相模原市獣医師会	津久井郡獣医師会	津久井郡獣医師会	津久井郡獣医師会
保健所部会	相模原環境衛生協会			
市民部会	相模原市自治会連合会	城山町自治会連合会	津久井町自治会連合会	相模湖町内郷地区自治会連合会
市民部会	相模の大凧文化保存会			
市民部会	相模原市行政相談員連絡会	城山町行政相談員・人権擁護委員連絡会	津久井町人権擁護委員等連絡会	相模湖町人権擁護委員及び行政相談委員連絡会
市民部会	相模原市人権擁護委員会			

専門部会名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
市民部会	相模原市交通安全都市推進協議会	城山町交通安全対策協議会	津久井町交通安全対策協議会	相模湖町交通安全対策協議会
市民部会	相模原交通安全母の会連合会			
市民部会	相模原南交通安全母の会連合会			
市民部会	相模原連合防犯協会	津久井郡連合防犯協会	津久井郡連合防犯協会	津久井郡連合防犯協会
市民部会	相模原南連合防犯協会			
市民部会	相模原防犯指導員連絡協議会			
市民部会	相模原南防犯指導員連絡協議会			
市民部会	相模原市消費者団体連絡会			
経済部会	相模原市商工会議所	城山町商工会	津久井町商工会	相模湖町商工会
経済部会	首都圏南西地域産業活性化フォーラム運営委員会			
経済部会	神奈川県信用保証協会	神奈川県信用保証協会	神奈川県信用保証協会	神奈川県信用保証協会
経済部会	神奈川県企業誘致促進協議会	神奈川県企業誘致促進協議会	神奈川県企業誘致促進協議会	神奈川県企業誘致促進協議会
経済部会	相模原市商店会連合会			
経済部会	相模原市観光協会	城山町観光協会	津久井町観光協会	相模湖観光協会
経済部会	神奈川県観光振興対策協議会	神奈川県観光振興対策協議会	神奈川県観光振興対策協議会	神奈川県観光振興対策協議会
経済部会		つくいエコタウン推進協議会	つくいエコタウン推進協議会	つくいエコタウン推進協議会
経済部会		津久井湖遊船協会	津久井湖遊船協会	相模湖遊船協同組合
経済部会		津久井郡観光振興対策協議会	津久井郡観光振興対策協議会	津久井郡観光振興対策協議会

専門部会名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
経済部会		首都圏自然歩道連絡協議会	首都圏自然歩道連絡協議会	
経済部会			東海自然歩道連絡協議会	東海自然歩道連絡協議会
経済部会				陣場・相模湖ゴミ持帰り運動推進協議会
経済部会				相模湖魚族委員会
経済部会	相模原・津久井地域労働者福祉協議会	相模原・津久井地域労働者福祉協議会	相模原・津久井地域労働者福祉協議会	相模原・津久井地域労働者福祉協議会
経済部会	相模原津久井労働災害防止団体連絡協議会	相模原津久井労働災害防止団体連絡協議会	相模原津久井労働災害防止団体連絡協議会	相模原津久井労働災害防止団体連絡協議会
経済部会	神奈川県雇用開発協会（神奈川支部）	神奈川県雇用開発協会（神奈川支部）	神奈川県雇用開発協会（神奈川支部）	神奈川県雇用開発協会（神奈川支部）
経済部会	相模原市農業協同組合	津久井郡農業協同組合 津久井郡農業経営近代化協会	津久井郡農業協同組合 津久井郡農業経営近代化協会	津久井郡農業協同組合 津久井郡農業経営近代化協会
経済部会	相模原市園芸連絡協議会	城山町花き温室部会	津久井園芸特産物販売組合	
経済部会			津久井町直売事業連絡協議会	
経済部会	相模原市ブランド協議会			相模湖町特産物推進協議会
経済部会	相模原市水田農業推進会議	城山町地域水田農業推進協議会		相模湖町水田農業推進協議会
経済部会	相模原市果実組合	城山町果樹生産組合	津久井町りんご生産組合	
経済部会	相模原市農業体験学習推進協議会			
経済部会	相模原市市民農園運営協議会	城山町ふれあい農園運営協議会		
経済部会	さがみはら市民朝市運営協議会	津久井郡農産物直売事業連絡協議会	津久井郡農産物直売事業連絡協議会	津久井郡農産物直売事業連絡協議会
経済部会	相模原市認定農業者連絡会			
経済部会	相模原市経営・生産対策推進会議	城山町農業経営・生産対策推進会議		

専門部会名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
経済部会	相模原市花卉植木連絡協議会	城山町花き温室部会		
経済部会	相模原市養蚕連絡協議会			
経済部会	相模原市みどり組合連絡協議会			
経済部会			津久井町鳥獣被害対策協議会	
経済部会	相模原市生活改善グループ連絡会	城山町女性農業者連絡協議会		
経済部会	相模原市酪農婦人むつみ会	津久井郡畜産振興協議会 川尻三畜産(酪農・養豚・養鶏)	津久井郡畜産振興協議会 津久井町酪農振興協議会	津久井郡畜産振興協議会 内郷堆肥生産組合 相模湖酪農部
経済部会	相模原用水組合連合会	広田水田組合 葉山島開拓事業組合		
経済部会	相模原市大沢南部営農組合 相模原市田名西部営農組合			道志新田営農組合
経済部会		津久井郡農業振興協議会	津久井郡農業振興協議会	津久井郡農業振興協議会
経済部会		津久井郡農業改良普及事業協議会	津久井郡農業改良普及事業協議会	津久井郡農業改良普及事業協議会
経済部会		城山町農業振興協議会		
経済部会	神奈川県治山林道協会	神奈川県治山林道協会	神奈川県治山林道協会	神奈川県治山林道協会
経済部会		神奈川県市町村林野振興対策協議会	神奈川県市町村林野振興対策協議会	神奈川県市町村林野振興対策協議会
経済部会		津久井郡森林組合	津久井郡森林組合	津久井郡森林組合
経済部会		津久井郡林業振興協議会	津久井郡林業振興協議会	津久井郡林業振興協議会
経済部会	神奈川県土地改良事業団体連合会	神奈川県土地改良事業団体連合会	神奈川県土地改良事業団体連合会	神奈川県土地改良事業団体連合会
経済部会	神奈川県農業共済組合	神奈川県農業共済組合	神奈川県農業共済組合	神奈川県農業共済組合

専門部会名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
経済部会	土地改良事業団体連合県央支部	土地改良事業団体連合会津久井支部	土地改良事業団体連合会津久井支部	土地改良事業団体連合会津久井支部
経済部会	相模原市農業経営支援センター	津久井郡農業経営改善支援センター	津久井郡農業経営改善支援センター	津久井郡農業経営改善支援センター
環境保全部会	相模原の環境をよくする会			
環境保全部会	桂川・相模川流域協議会	桂川・相模川流域協議会	桂川・相模川流域協議会	桂川・相模川流域協議会
環境保全部会			中道志川トラスト協会	中道志川トラスト協会
環境事業部会	相模原市美化運動推進協議会	城山町環境指導員連絡協議会	津久井町環境美化推進協議会	相模湖町環境美化推進委員協議会
都市部会				与瀬地域まちづくり協議会
都市部会				内郷東地区まちづくり推進協議会
都市部会	小田急多摩線延伸促進協議会			
都市部会	相模原市公共交通整備促進協議会			
都市部会				中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会
管理部会	相模原市公立小中学校校長会	城山町校長会	津久井町小中学校校長会	相模湖町校長会
管理部会	相模原市公立小学校校長会	津久井郡小学校校長会	津久井郡小学校校長会	津久井郡小学校校長会
管理部会	相模原市立中学校校長会	津久井郡中学校校長会	津久井郡中学校校長会	津久井郡中学校校長会
管理部会	相模原市公立小学校教頭会	城山町教頭会	津久井町小中学校教頭会	相模湖町教頭会
管理部会	相模原市立中学校教頭会			
管理部会	相模原市学校保健会	津久井郡学校保健会	津久井郡学校保健会	津久井郡学校保健会
管理部会	相模原市学校給食運営協議会			

専門部会名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
学校教育部会	相模原市青少年相談員協議会			
生涯学習部会	相模原市文化協会	城山町文化協会	津久井町文化協会	相模湖町文化協会
生涯学習部会	相模原市民交響楽団			
生涯学習部会	相模原市民吹奏楽団			
生涯学習部会	相模原市合唱連盟			
生涯学習部会	相模原市地域婦人団体連絡協議会		津久井町婦人会連絡協議会	
生涯学習部会	相模原市立小中学校PTA連絡協議会	城山町PTA連絡協議会	津久井町PTA連絡協議会	相模湖町PTA連絡協議会
生涯学習部会	相模原市女性学習グループ連絡協議会			
生涯学習部会	相模原市公民館連絡協議会			
生涯学習部会	相模原市文化財研究協議会			
生涯学習部会	相模原市民俗芸能保存協会			
生涯学習部会	相模原市体育指導委員連絡協議会	城山町体育指導委員連絡協議会	津久井町体育指導委員協議会	
生涯学習部会			津久井町体育振興会連絡協議会	
生涯学習部会	財団法人相模原市体育協会	城山町体育協会	津久井町体育協会	相模湖町体育協会
生涯学習部会	相模原市青少年指導員連絡協議会	城山町青少年指導員連絡協議会	津久井町青少年指導員連絡協議会	相模湖町青少年指導員連絡協議会
生涯学習部会	相模原市青少年健全育成組織連絡協議会			
生涯学習部会	相模原市子ども会育成連絡協議会	城山町青少年育成団体連絡協議会	津久井町子供会育成団体連絡協議会	相模湖町子供会育成団体連絡協議会
生涯学習部会	相模原市少年鼓笛バンド連盟			

専門部会名	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
生涯学習部会	相模原ユースネットワーク			
生涯学習部会	相模原市少年少女合唱団育成会			
生涯学習部会	ボーイスカウト・ガールスカウト 相模原連絡協議会			
生涯学習部会	相模原シニア・リーダーズ・クラブ			
生涯学習部会		城山の教育を考える会		
農業委員会部会	農地保有合理化法人			

先進事例

秋田市・河辺町・雄和町

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整につとめるものとする。

- 1 共通の目的を持った団体は、原則として合併時に統合できるよう調整につとめる。
- 2 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整につとめる。
- 3 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。
- 4 町村であることにより加入・設立した団体は、合併時までには脱会又は廃止する。
- 5 各市町の事業推進を目的に設立された団体について、新市において該当事業の実施予定がない場合は、合併時までには廃止する。
- 6 国・県等との調整の必要があり、関係市町内で完結しない団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し、調整につとめる。調整は原則として上記1から5までの例により行う。

鹿児島市・吉田町・桜島町・喜入町・松元町・郡山町

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町

公共的団体等については、合併後の市域全体の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、原則として次のとおり調整を行うものとする。

- 1 各市町村で共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。
ただし、共通している団体のうち、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- 2 各市町村で共通している団体のうち、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。
- 3 各市町村独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

公共的団体等に関する関係法令

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第261号）

(国、都道府県等の協力等)

第16条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第151条第1項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

協議第15号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月4日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

- 1 相模原市の区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町（字）の区域は、現行のとおりとする。
- 3 城山町、津久井町及び相模湖町の区域内の町（字）の名称は、各町の意向を尊重するものとする。

町名・字名の取扱いについて

1 町名・字名の数について

	町名の数	字名の数	計
相模原市	2 9 3	1 5	3 0 8
城山町	2 1	1 5	3 6
津久井町	0	1 1	1 1
相模湖町	0	6	6
合 計	3 1 4	4 7	3 6 1

この表における町名・字名の数について、町名の数は、住居表示実施区域における町の名称区域の数であり、字名の数は住居表示未実施区域の字の名称区域の数である。

2 町名・字名の一覧

別紙のとおり

3 同一又は類似する町名・字名について

相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の町名・字名については、同一又は類似する町名・字名は存在しない。

町名・字名の一覧(相模原市)

町名・字名	ヨミガナ	町名・字名	ヨミガナ
ア行		上鶴間	カミツルマ
相生一丁目	アイオイ1チョウメ	上鶴間一丁目	カミツルマ1チョウメ
相生二丁目	アイオイ2チョウメ	上鶴間二丁目	カミツルマ2チョウメ
相生三丁目	アイオイ3チョウメ	上鶴間三丁目	カミツルマ3チョウメ
相生四丁目	アイオイ4チョウメ	上鶴間四丁目	カミツルマ4チョウメ
相原一丁目	アイハラ1チョウメ	上鶴間五丁目	カミツルマ5チョウメ
相原二丁目	アイハラ2チョウメ	上鶴間六丁目	カミツルマ6チョウメ
相原三丁目	アイハラ3チョウメ	上鶴間七丁目	カミツルマ7チョウメ
相原四丁目	アイハラ4チョウメ	上鶴間八丁目	カミツルマ8チョウメ
相原五丁目	アイハラ5チョウメ	上鶴間本町一丁目	カミツルマホンチョウ1チョウメ
相原六丁目	アイハラ6チョウメ	上鶴間本町二丁目	カミツルマホンチョウ2チョウメ
青葉一丁目	アオバ1チョウメ	上鶴間本町三丁目	カミツルマホンチョウ3チョウメ
青葉二丁目	アオバ2チョウメ	上鶴間本町四丁目	カミツルマホンチョウ4チョウメ
青葉三丁目	アオバ3チョウメ	上鶴間本町五丁目	カミツルマホンチョウ5チョウメ
旭町	アサヒチョウ	上鶴間本町六丁目	カミツルマホンチョウ6チョウメ
麻溝台	アサミゾダイ	上鶴間本町七丁目	カミツルマホンチョウ7チョウメ
麻溝台一丁目	アサミゾダイ1チョウメ	上鶴間本町八丁目	カミツルマホンチョウ8チョウメ
麻溝台二丁目	アサミゾダイ2チョウメ	上鶴間本町九丁目	カミツルマホンチョウ9チョウメ
麻溝台三丁目	アサミゾダイ3チョウメ	上溝	カミミゾ
麻溝台四丁目	アサミゾダイ4チョウメ	上溝一丁目	カミミゾ1チョウメ
麻溝台五丁目	アサミゾダイ5チョウメ	上溝二丁目	カミミゾ2チョウメ
麻溝台六丁目	アサミゾダイ6チョウメ	上溝三丁目	カミミゾ3チョウメ
麻溝台七丁目	アサミゾダイ7チョウメ	上溝四丁目	カミミゾ4チョウメ
麻溝台八丁目	アサミゾダイ8チョウメ	上溝五丁目	カミミゾ5チョウメ
新磯野	アライソ	上溝六丁目	カミミゾ6チョウメ
新磯野一丁目	アライソノ1チョウメ	上溝七丁目	カミミゾ7チョウメ
新磯野二丁目	アライソノ2チョウメ	上矢部	カミヤベ
新磯野三丁目	アライソノ3チョウメ	上矢部一丁目	カミヤベ1チョウメ
新磯野四丁目	アライソノ4チョウメ	上矢部二丁目	カミヤベ2チョウメ
新磯野五丁目	アライソノ5チョウメ	上矢部三丁目	カミヤベ3チョウメ
磯部	イソベ	上矢部四丁目	カミヤベ4チョウメ
鶉野森一丁目	ウノモリ1チョウメ	上矢部五丁目	カミヤベ5チョウメ
鶉野森二丁目	ウノモリ2チョウメ	北里一丁目	キタザト1チョウメ
鶉野森三丁目	ウノモリ3チョウメ	北里二丁目	キタザト2チョウメ
大島	オオシマ	共和一丁目	キョウワ1チョウメ
大野台一丁目	オオノダイ1チョウメ	共和二丁目	キョウワ2チョウメ
大野台二丁目	オオノダイ2チョウメ	共和三丁目	キョウワ3チョウメ
大野台三丁目	オオノダイ3チョウメ	共和四丁目	キョウワ4チョウメ
大野台四丁目	オオノダイ4チョウメ	向陽町	コウヨウチョウ
大野台五丁目	オオノダイ5チョウメ	古淵一丁目	コブチ1チョウメ
大野台六丁目	オオノダイ6チョウメ	古淵二丁目	コブチ2チョウメ
大野台七丁目	オオノダイ7チョウメ	古淵三丁目	コブチ3チョウメ
大野台八丁目	オオノダイ8チョウメ	古淵四丁目	コブチ4チョウメ
大山町	オオヤマチョウ	古淵五丁目	コブチ5チョウメ
小山	オヤマ	古淵六丁目	コブチ6チョウメ
小山一丁目	オヤマ1チョウメ	小町通一丁目	コマチドオリ1チョウメ
小山二丁目	オヤマ2チョウメ	小町通二丁目	コマチドオリ2チョウメ
小山三丁目	オヤマ3チョウメ	サ行	
小山四丁目	オヤマ4チョウメ	栄町	サカエチョウ
カ行		相模大野一丁目	サガミオオノ1チョウメ
鹿沼台一丁目	カヌマダイ1チョウメ	相模大野二丁目	サガミオオノ2チョウメ
鹿沼台二丁目	カヌマダイ2チョウメ	相模大野三丁目	サガミオオノ3チョウメ
上九沢	カミクザワ	相模大野四丁目	サガミオオノ4チョウメ

町名・字名の一覧(相模原市)

町名・字名	ヨミガナ	町名・字名	ヨミガナ
相模大野五丁目	サガミオオノ5チョウメ	中央一丁目	チュウオウ1チョウメ
相模大野六丁目	サガミオオノ6チョウメ	中央二丁目	チュウオウ2チョウメ
相模大野七丁目	サガミオオノ7チョウメ	中央三丁目	チュウオウ3チョウメ
相模大野八丁目	サガミオオノ8チョウメ	中央四丁目	チュウオウ4チョウメ
相模大野九丁目	サガミオオノ9チョウメ	中央五丁目	チュウオウ5チョウメ
相模台一丁目	サガミダイ1チョウメ	中央六丁目	チュウオウ6チョウメ
相模台二丁目	サガミダイ2チョウメ	千代田一丁目	チヨダ1チョウメ
相模台三丁目	サガミダイ3チョウメ	千代田二丁目	チヨダ2チョウメ
相模台四丁目	サガミダイ4チョウメ	千代田三丁目	チヨダ3チョウメ
相模台五丁目	サガミダイ5チョウメ	千代田四丁目	チヨダ4チョウメ
相模台六丁目	サガミダイ6チョウメ	千代田五丁目	チヨダ5チョウメ
相模台七丁目	サガミダイ7チョウメ	千代田六丁目	チヨダ6チョウメ
相模台団地	サガミダイダンチ	千代田七丁目	チヨダ7チョウメ
相模原一丁目	サガミハラ1チョウメ	ナ行	
相模原二丁目	サガミハラ2チョウメ	並木一丁目	ナミキ1チョウメ
相模原三丁目	サガミハラ3チョウメ	並木二丁目	ナミキ2チョウメ
相模原四丁目	サガミハラ4チョウメ	並木三丁目	ナミキ3チョウメ
相模原五丁目	サガミハラ5チョウメ	並木四丁目	ナミキ4チョウメ
相模原六丁目	サガミハラ6チョウメ	西大沼一丁目	ニシオオヌマ1チョウメ
相模原七丁目	サガミハラ7チョウメ	西大沼二丁目	ニシオオヌマ2チョウメ
相模原八丁目	サガミハラ8チョウメ	西大沼三丁目	ニシオオヌマ3チョウメ
桜台	サクラダイ	西大沼四丁目	ニシオオヌマ4チョウメ
下九沢	シモクザワ	西大沼五丁目	ニシオオヌマ5チョウメ
下溝	シモミヅ	西橋本一丁目	ニシハシモト1チョウメ
新戸	シンド	西橋本二丁目	ニシハシモト2チョウメ
すすきの町	ススキノチョウ	西橋本三丁目	ニシハシモト3チョウメ
清新一丁目	セイシン1チョウメ	西橋本四丁目	ニシハシモト4チョウメ
清新二丁目	セイシン2チョウメ	西橋本五丁目	ニシハシモト5チョウメ
清新三丁目	セイシン3チョウメ	二本松一丁目	ニホンマツ1チョウメ
清新四丁目	セイシン4チョウメ	二本松二丁目	ニホンマツ2チョウメ
清新五丁目	セイシン5チョウメ	二本松三丁目	ニホンマツ3チョウメ
清新六丁目	セイシン6チョウメ	二本松四丁目	ニホンマツ4チョウメ
清新七丁目	セイシン7チョウメ	ハ行	
清新八丁目	セイシン8チョウメ	橋本一丁目	ハシモト1チョウメ
相南一丁目	ソウナン1チョウメ	橋本二丁目	ハシモト2チョウメ
相南二丁目	ソウナン2チョウメ	橋本三丁目	ハシモト3チョウメ
相南三丁目	ソウナン3チョウメ	橋本四丁目	ハシモト4チョウメ
相南四丁目	ソウナン4チョウメ	橋本五丁目	ハシモト5チョウメ
相武台一丁目	ソウブダイ1チョウメ	橋本六丁目	ハシモト6チョウメ
相武台二丁目	ソウブダイ2チョウメ	橋本七丁目	ハシモト7チョウメ
相武台三丁目	ソウブダイ3チョウメ	橋本八丁目	ハシモト8チョウメ
相武台団地一丁目	ソウブダイダンチ1チョウメ	橋本台一丁目	ハシモトダイ1チョウメ
相武台団地二丁目	ソウブダイダンチ2チョウメ	橋本台二丁目	ハシモトダイ2チョウメ
夕行		橋本台三丁目	ハシモトダイ3チョウメ
当麻	タイマ	橋本台四丁目	ハシモトダイ4チョウメ
高根一丁目	タカネ1チョウメ	東大沼一丁目	ヒガシオオヌマ1チョウメ
高根二丁目	タカネ2チョウメ	東大沼二丁目	ヒガシオオヌマ2チョウメ
高根三丁目	タカネ3チョウメ	東大沼三丁目	ヒガシオオヌマ3チョウメ
田名	タナ	東大沼四丁目	ヒガシオオヌマ4チョウメ
田名塩田一丁目	タナシオダ1チョウメ	東橋本一丁目	ヒガシハシモト1チョウメ
田名塩田二丁目	タナシオダ2チョウメ	東橋本二丁目	ヒガシハシモト2チョウメ
田名塩田三丁目	タナシオダ3チョウメ	東橋本三丁目	ヒガシハシモト3チョウメ
田名塩田四丁目	タナシオダ4チョウメ	東橋本四丁目	ヒガシハシモト4チョウメ

町名・字名の一覧(相模原市)

町名・字名	ヨミガナ	町名・字名	ヨミガナ
東淵野辺一丁目	ヒガシフチノベ1チョウメ	宮下二丁目	ミヤシモ2チョウメ
東淵野辺二丁目	ヒガシフチノベ2チョウメ	宮下三丁目	ミヤシモ3チョウメ
東淵野辺三丁目	ヒガシフチノベ3チョウメ	宮下本町一丁目	ミヤシモホンチョウ1チョウメ
東淵野辺四丁目	ヒガシフチノベ4チョウメ	宮下本町二丁目	ミヤシモホンチョウ2チョウメ
東淵野辺五丁目	ヒガシフチノベ5チョウメ	宮下本町三丁目	ミヤシモホンチョウ3チョウメ
東林間一丁目	ヒガシリンカン1チョウメ	南台一丁目	ミナミダイ1チョウメ
東林間二丁目	ヒガシリンカン2チョウメ	南台二丁目	ミナミダイ2チョウメ
東林間三丁目	ヒガシリンカン3チョウメ	南台三丁目	ミナミダイ3チョウメ
東林間四丁目	ヒガシリンカン4チョウメ	南台四丁目	ミナミダイ4チョウメ
東林間五丁目	ヒガシリンカン5チョウメ	南台五丁目	ミナミダイ5チョウメ
東林間六丁目	ヒガシリンカン6チョウメ	南台六丁目	ミナミダイ6チョウメ
東林間七丁目	ヒガシリンカン7チョウメ	南橋本一丁目	ミナミハシモト1チョウメ
東林間八丁目	ヒガシリンカン8チョウメ	南橋本二丁目	ミナミハシモト2チョウメ
光が丘一丁目	ヒカリガオカ1チョウメ	南橋本三丁目	ミナミハシモト3チョウメ
光が丘二丁目	ヒカリガオカ2チョウメ	南橋本四丁目	ミナミハシモト4チョウメ
光が丘三丁目	ヒカリガオカ3チョウメ	元橋本町	モトハシモトチョウ
氷川町	ヒカワチョウ	ヤ行	
富士見一丁目	フジミ1チョウメ	弥栄一丁目	ヤエイ1チョウメ
富士見二丁目	フジミ2チョウメ	弥栄二丁目	ヤエイ2チョウメ
富士見三丁目	フジミ3チョウメ	弥栄三丁目	ヤエイ3チョウメ
富士見四丁目	フジミ4チョウメ	矢部新田	ヤベシンデン
富士見五丁目	フジミ5チョウメ	矢部一丁目	ヤベ1チョウメ
富士見六丁目	フジミ6チョウメ	矢部二丁目	ヤベ2チョウメ
淵野辺一丁目	フチノベ1チョウメ	矢部三丁目	ヤベ3チョウメ
淵野辺二丁目	フチノベ2チョウメ	矢部四丁目	ヤベ4チョウメ
淵野辺三丁目	フチノベ3チョウメ	矢部新町	ヤベシンチョウ
淵野辺四丁目	フチノベ4チョウメ	豊町	ユタカチョウ
淵野辺五丁目	フチノベ5チョウメ	横山一丁目	ヨコヤマ1チョウメ
淵野辺本町一丁目	フチノベホンチョウ1チョウメ	横山二丁目	ヨコヤマ2チョウメ
淵野辺本町二丁目	フチノベホンチョウ2チョウメ	横山三丁目	ヨコヤマ3チョウメ
淵野辺本町三丁目	フチノベホンチョウ3チョウメ	横山四丁目	ヨコヤマ4チョウメ
淵野辺本町四丁目	フチノベホンチョウ4チョウメ	横山五丁目	ヨコヤマ5チョウメ
淵野辺本町五丁目	フチノベホンチョウ5チョウメ	横山六丁目	ヨコヤマ6チョウメ
双葉一丁目	フタバ1チョウメ	横山台一丁目	ヨコヤマダイ1チョウメ
双葉二丁目	フタバ2チョウメ	横山台二丁目	ヨコヤマダイ2チョウメ
文京一丁目	ブンキョウ1チョウメ	陽光台一丁目	ヨウコウダイ1チョウメ
文京二丁目	ブンキョウ2チョウメ	陽光台二丁目	ヨウコウダイ2チョウメ
星が丘一丁目	ホシガオカ1チョウメ	陽光台三丁目	ヨウコウダイ3チョウメ
星が丘二丁目	ホシガオカ2チョウメ	陽光台四丁目	ヨウコウダイ4チョウメ
星が丘三丁目	ホシガオカ3チョウメ	陽光台五丁目	ヨウコウダイ5チョウメ
星が丘四丁目	ホシガオカ4チョウメ	陽光台六丁目	ヨウコウダイ6チョウメ
マ行		陽光台七丁目	ヨウコウダイ7チョウメ
松が枝町	マツガエチョウ	由野台一丁目	ヨシノダイ1チョウメ
松が丘一丁目	マツガオカ1チョウメ	由野台二丁目	ヨシノダイ2チョウメ
松が丘二丁目	マツガオカ2チョウメ	由野台三丁目	ヨシノダイ3チョウメ
御園一丁目	ミソノ1チョウメ	ワ行	
御園二丁目	ミソノ2チョウメ	若松一丁目	ワカマツ1チョウメ
御園三丁目	ミソノ3チョウメ	若松二丁目	ワカマツ2チョウメ
御園四丁目	ミソノ4チョウメ	若松三丁目	ワカマツ3チョウメ
御園五丁目	ミソノ5チョウメ	若松四丁目	ワカマツ4チョウメ
緑が丘一丁目	ミドリガオカ1チョウメ	若松五丁目	ワカマツ5チョウメ
緑が丘二丁目	ミドリガオカ2チョウメ	若松六丁目	ワカマツ6チョウメ
宮下一丁目	ミヤシモ1チョウメ		

町名・字名の一覧(城山町)

町名・字名	ヨミガナ
ア行	
小倉	オグラ
カ行	
川尻	カワシリ
久保沢一丁目	クボサワ1チョウメ
久保沢二丁目	クボサワ2チョウメ
久保沢三丁目	クボサワ3チョウメ
サ行	
城山一丁目	シロヤマ1チョウメ
城山二丁目	シロヤマ2チョウメ
城山三丁目	シロヤマ3チョウメ
城山四丁目	シロヤマ4チョウメ
タ行	
谷ヶ原一丁目	タニガハラ1チョウメ
谷ヶ原二丁目	タニガハラ2チョウメ
ナ行	
中沢	ナカザワ
ハ行	
葉山島	ハヤマジマ
原宿一丁目	ハラジユク1チョウメ
原宿二丁目	ハラジユク2チョウメ
原宿三丁目	ハラジユク3チョウメ
原宿四丁目	ハラジユク4チョウメ
原宿五丁目	ハラジユク5チョウメ
原宿南一丁目	ハラジユクミナミ1チョウメ
原宿南二丁目	ハラジユクミナミ2チョウメ
原宿南三丁目	ハラジユクミナミ3チョウメ
広田	ヒロタ
マ行	
町屋一丁目	マチヤ1チョウメ
町屋二丁目	マチヤ2チョウメ
町屋三丁目	マチヤ3チョウメ
町屋四丁目	マチヤ4チョウメ
向原一丁目	ムカイハラ1チョウメ
向原二丁目	ムカイハラ2チョウメ
向原三丁目	ムカイハラ3チョウメ
ワ行	
若葉台1丁目	ワカバダイ1チョウメ
若葉台2丁目	ワカバダイ2チョウメ
若葉台3丁目	ワカバダイ3チョウメ
若葉台4丁目	ワカバダイ4チョウメ
若葉台5丁目	ワカバダイ5チョウメ
若葉台6丁目	ワカバダイ6チョウメ
若葉台7丁目	ワカバダイ7チョウメ

町名・字名の一覧(津久井町)

町名・字名	ヨミガナ
ア行	
青根	アオネ
青野原	アオノハラ
青山	アオヤマ
太井	オオイ
タ行	
鳥屋	トヤ
ナ行	
長竹	ナガタケ
中野	ナカノ
根小屋	ネゴヤ
マ行	
又野	マタノ
三井	ミイ
三ヶ木	ミカゲ

町名・字名の一覧(相模湖町)

町名・字名	ヨミガナ
ア行	
小原	オバラ
サ行	
寸沢嵐	スワラン
タ行	
千木良	チギラ
ヤ行	
与瀬	ヨセ
与瀬本町	ヨセホンチョウ
ワ行	
若柳	ワカヤナギ

先進事例

秋田市・河辺町・雄和町

- 1 秋田市の区域内の町（字）の区域および名称は、現行どおりとする。
- 2 河辺町および雄和町の区域内の町（字）の区域は、現行どおりとし、名称は、河辺町にあつては、河辺の後に現行の町（字）の名称を続け、雄和町にあつては、雄和の後に現行の町（字）の名称を続けて新たな町（字）の名称とする。

新潟市・黒崎町

黒崎町の町字名については、黒崎町での意向を尊重する。ただし、新潟市の現行の町名と紛らわしくないようにする。

浜松市・浜北市・天竜市・舞阪市・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村

- 1 浜松市の区域内の町の区域及び名称については、現行どおりとする。
- 2 各11市町村の区域内の町・字の区域及び名称は、原則として現行どおりとする。ただし、字名に旧市町村名を冠すること又は字名の後に「町」を付けることについては、各市町村の意向を尊重し、調整するものとする。
- 3 同一又は類似する町名・字名については、各市町村の意向を尊重し、紛らわしくないように調整するものとする。

豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町

- 1 豊田市の区域内の町・字の区域及び名称は、現行のとおりとする。
- 2 各町村の区域内の町・字の区域は、原則として現行のとおりとする。
- 3 各町村の区域内の町・字の名称は、原則として「旧町村名」、「大字」及び「字」を削除した名称に変更する。ただし、町名（読み方を含む。）が重複することとなる場合等、これにより難しい場合は、地域住民の意向を尊重し、調整を行うものとする。

町名・字名の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

協議第 16 号

土地利用の取扱いについて

土地利用の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成 16 年 8 月 4 日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

土地利用の取扱い（都市計画区域及び区域区分等）については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討するものとする。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	都市計画の調査研究、計画策定、指導及び推進	市町村マスタープランは、合併後 3 年以内に策定する。	10
2	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定及び推進	現行のまま新市に引き継ぎ、検討する。	11
3	区域区分、地域地区、地区計画等の決定及び変更	現行のまま新市に引き継ぎ、検討する。	12

土地利用の取扱いの考え方について

市町村が合併した場合の都市計画区域の指定については、広域的な視点から行政を行うことを目的とする合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域を指定し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが望ましい。

しかしながら、1つの都市計画区域を指定することが困難である場合には、実質的に一体の都市として整備することが適切な区域ごとに、複数の都市計画区域を指定することも考えられる。

都市計画の現況比較

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
都市計画区域	市全域が都市計画区域に指定されている。 (相模原都市計画)	町全域が都市計画区域に指定されている。 (相模原都市計画)	町域の一部が都市計画区域に指定されている。 (津久井都市計画)	町全域が都市計画区域に指定されている。 (相模湖都市計画、藤野町の町域の一部を含む)	土地利用の取扱い(都市計画区域及び区域区分等)については、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後の新市において住民の意向を踏まえた中で検討するものとする。
区域区分	都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、区域区分(市街化区域と市街化調整区域)を定めている。	区域区分を定めている。	区域区分を定めていない。	区域区分を定めていない。	
用途地域	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	用途地域を定めている。	
市町村マスタープラン	議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して、市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)を定めている。	市町村マスタープランを定めている。	市町村マスタープランを定めている。	市町村マスタープランを定めている。	

先進事例

太田市・尾島町・新田町・藪塚本町

土地利用の取扱いに関すること

1 都市計画区域

(1) 都市計画区域については、新市に移行後、当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。

(2) 都市計画区域変更に伴う各種都市計画の変更については、必要に応じて段階的に調整を行う。

2 線引き

土地利用の取扱い(区域区分)については、土地利用規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市における都市計画区域が2つになることから、都市計画区域の段階的な調整とあわせて合併後から10年後を目途に市街化区域と市街化調整区域の区域区分(線引き)の見直しを図る。

前橋市・大胡町・宮城村・粕川村

土地利用の取扱いに関すること

土地利用の取扱い(都市計画区域及び区域区分)については、土地利用規制の急激な変化を避けるため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併から10年後に都市計画区域を統合し、市街化区域と市街化調整区域の区域区分(線引き)を実施する。

秋田市・河辺町・雄和町

都市計画の取扱いに関する件

都市計画の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、都市計画区域区分については、合併時は現行のとおりとし、合併後の新市において検討する。

鹿児島市・吉田町・郡山町・松元町・喜入町・桜島町

都市計画の取扱いについて

1 都市計画区域等については、合併後も当分の間、現状のままとする。

2 都市計画審議会等については、合併時に市の制度に統合するものとする。

土地利用の取扱いに関する法令

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

（都市計画区域）

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

（区域区分）

第7条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

（1）次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

- イ 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯
- ロ 近畿圏整備法第2条第3条に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域
- ハ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域

（2）前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

- 2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街地を図るべき区域とする。
- 3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

（地域地区）

第8条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区に必要なものを定めるものとする。

(1) 用途地域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域

(2) 特別用途地区 (3) 高度地区又は高度利用地区 (4) 特定街区 (5) 防火地域又は準防火地域 (6) 美観地区 (7) 風致地区 (8) 駐車場整備地区 (9) 臨港地区 (10) 歴史的風土特別保存地区 (11) 第1種歴史的風土特別保存地区又は第2種歴史的風土特別保存地区 (12) 緑地保存地区 (13) 流通業務地区 (14) 生産緑地地区 (15) 伝統的建造物群保存地区 (16) 航空機騒音障害防止地区又は航空機騒音障害防止特別地区

都市計画の取扱いに関する法令

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針 市町村マスタープラン）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

市町村の建設に関する基本構想

地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たって、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画法第6条の2

都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）都市計画の目標

（2）区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

（3）前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画には、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

協議第17号

上下水道事業の取扱いについて

上下水道事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成16年8月4日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

1 水道事業

津久井町青根地区の町営簡易水道事業は、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

2 下水道事業

- (1) 公共下水道事業受益者負担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。
ただし、津久井町、相模湖町の単位負担金額については、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものとする。
- (2) 公共下水道事業受益者分担金制度については、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。
ただし、津久井町、相模湖町の単位分担金額については、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものとする。
- (3) 公共下水道使用料については、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものとする。
なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行うものとする。

調整方針一覧

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	水道事業	現行のまま新市に引き継ぐものとする。	13
2	公共下水道事業受益者負担金	城山町、津久井町、相模湖町における受益者負担金制度の取扱いについては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものとする。 ただし、単位負担金額については、津久井町、相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合する。 なお、それまでの間は現行の津久井町、相模湖町の単位負担金額を引き続き適用するものとする。	14

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
3	公共下水道事業受益者分担金	<p>城山町、津久井町、相模湖町における受益者分担金制度の取扱いについては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものとする。</p> <p>ただし、単位分担金額については、津久井町、相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合する。</p> <p>なお、それまでの間は現行の津久井町、相模湖町の単位分担金額を引き続き適用するものとする。</p>	17
4	公共下水道使用料	<p>城山町、津久井町、相模湖町における公共下水道使用料の取扱いについては、原則として合併時に相模原市の制度に統合するものとする。</p> <p>なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行うものとする。</p>	20
5	下水道普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	23
6	下水道事業審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	24
7	相模川流域下水道維持管理負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	25
8	隣接市町下水道施設利用負担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	26
9	相模川流域下水道建設負担金	<p>現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>ただし、合併後速やかに新市において協定書を締結する必要がある。</p>	27
10	下水道基本計画策定事業	<p>原則として3年以内に相模原市の制度に統合する。</p> <p>新市の下水道基本計画、都市計画決定、事業認可の延伸については、計画・認可の期間内で、策定・手続きを行うものとする。</p>	28
11	登録等手数料	合併時に相模原市の制度に統合する。	29
12	都市下水路等維持補修管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	30

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
13	雨水浸透施設設置助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後に1市3町エリアで雨水対策における整備方針を定める必要がある。	31
14	水洗化促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、津久井町、城山町で行っている助成金制度は一元化し、新市に引き継ぐものとする。	32
15	水質管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	33
16	公共下水道施設維持管理補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	34
17	公共下水道不明水浸入対策事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	35
18	公共下水道整備済区域内における公共汚水ますの設置	合併時に相模原市の制度に統合する。	36
19	排水設備に係る申請の審査並びに工事の指導及び検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	37
20	指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者の審査、登録等事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	38
21	排水施設の指導及び検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	39
22	除害施設の指導	合併時に相模原市の制度に統合する。	40
23	流域下水道に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	41
24	私設下水道組合の指導、工事の検査等	現行のまま新市に引き継ぐ。	42
25	私設下水道施設の移管事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	43
26	相模川流域下水道事業助成金	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後速やかに新市において協定書を締結する必要がある。	44
27	水洗便所改造等利子補給金	合併時に廃止し、水洗化促進事業に移行するものとする。 ただし、合併時までには契約されているものについては、最長で3年間存続させるものとする。	45

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
28	私設汚水ポンプ設置助成金	合併時に廃止する。 ただし、現地の状況等を勘案したなかで対応方針を決めるものとする。	46
29	上下水道料金管理システム経費負担金	現行のまま新市に引き継ぐ。	47
30	下水道法に規定する供用開始及び処理開始	現行のまま新市に引き継ぐ。	48
31	都市下水路等調査測量設計委託	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後に1市3町エリアで汚水対策（公共下水道・汚水）雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。	49
32	排水路整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後に1市3町エリアで汚水対策（公共下水道・汚水）雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。	50
33	公共下水道測量設計等委託	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後に1市3町エリアで汚水対策（公共下水道・汚水）雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。	51
34	公共下水道整備補助事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後に1市3町エリアで汚水対策（公共下水道・汚水）雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。	52
35	面整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後に1市3町エリアで汚水対策（公共下水道・汚水）雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。	53
36	負担金、補償費等	合併時に相模原市の制度に統合する。	54
37	雨水幹線整備補助事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後に1市3町エリアで汚水対策（公共下水道・汚水）雨水対策（公共下水道・雨水、河川等）における整備方針を定める必要がある。	55
38	合流式下水道の改善	現行のまま新市に引き継ぐ。（3町は分流式の下水道計画であり、合流式で整備された区域はなく改善の必要がない。）	56

上下水道事業の取扱い方針の考え方について

1 水道事業

水道事業については、神奈川県企業庁水道局により実施されているが、津久井町青根地区では町営簡易水道事業を実施している。この簡易水道事業については、地域の特性を勘案し、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

2 下水道事業

(1) 公共下水道事業受益者負担金

城山町、津久井町、相模湖町における受益者負担金制度の取扱いについては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、単位負担金額については、津久井町、相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものとする。なお、それまでの間は、現行の津久井町、相模湖町の単位負担金額を引き続き適用するものとする。

(2) 公共下水道事業受益者分担金

城山町、津久井町、相模湖町における受益者分担金制度の取扱いについては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものとする。ただし、単位分担金額については、津久井町、相模湖町の両町が都市計画法上の区域区分をしていないため、統合することによって単価格差が生じること、また、それぞれの地域で金額設定がなされた経緯などの地域特性を考慮し、合併時以降の新市において負担区制度等についての整理・調整を行い、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものとする。なお、それまでの間は、現行の津久井町、相模湖町の単位分担金額を引き続き適用するものとする。

(3) 公共下水道使用料

城山町、津久井町、相模湖町における公共下水道使用料の取扱いについては、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものとする。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行うものとする。

公共下水道受益者負担金とは

公共下水道事業受益者負担金制度とは、都市計画法第75条の規定に基づき、相模原市・城山町は市街化区域、津久井町・相模湖町は都市計画事業認可区域内において、公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものである。

公共下水道受益者分担金とは

公共下水道事業受益者分担金制度とは、地方自治法第224条の規定に基づき、相模原市・城山町は市街化調整区域（ただし城山町は未徴収）、津久井町・相模湖町は都市計画事業認可区域外において、公共下水道が整備されることにより衛生的な環境になるなどの利益を受ける方々に、整備事業費の一部を負担していただくものである。

上下水道事業の現況比較

1 水道事業の取扱い

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
水道事業 1ヶ月あたりの平均使用料(消費税込み)	神奈川県企業庁水道局が実施 2,300円 (相模原営業所管内)	神奈川県企業庁水道局が実施 2,849円 (津久井営業所管内)	神奈川県企業庁水道局が実施 2,849円 (津久井営業所管内) 町で簡易水道事業を実施 1,680円	神奈川県企業庁水道局が実施 2,849円 (津久井営業所管内)	簡易水道事業については現行のまま新市に引き継ぐものとする。

2 下水道事業の取扱い

区分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	調整の具体的方針
公共下水道事業受益者負担金	1㎡当り270円 納期：7,9,11,2月	1㎡当り300円 納期：6,9,11,1月	1㎡当り378円 納期：6,9,11,1月	1㎡当り第1負担区398円 第2負担区411円 納期：6,9,11,1月	受益者負担金(分担金)制度については、合併時に相模原市の制度に統合するものとする。
公共下水道事業受益者分担金	1㎡当り490円 納期：7,9,11,2月	該当なし	1㎡当り378円 納期：6,9,11,1月	1㎡当り第1負担区398円 第2負担区411円 納期：6,9,11,1月	ただし、津久井町、相模湖町の単位負担(分担)金額については、合併後5年以内を目標に相模原市の制度に統合するものとする。
下水道使用料 一般世帯(20m3/月使用)における使用料 (消費税込み)	1,737円	1,948円	1,904円	1,533円	公共下水道使用料については、原則的に合併時に相模原市の制度に統合するものとする。なお、新市において改定時期及び減免規定の見直しを行うものとする。

先進事例

静岡市・清水市

上水道事業については、合併後、当分の間、現行のとおりとし、新市における水道事業計画を合併後速やかに策定し、新市の料金体系等を検討するものとする。

秋田市・河辺町・雄和町

- 1 水道事業については、合併時に秋田市の制度に統一し、雄和町の上水道ならびに河辺町および雄和町の簡易水道事業は秋田市が引継ぐ。ただし、両町の簡易水道事業は、合併日をもって地方公営企業法を適用する。
- 2 受益者負担金及び分担金については、平成 18 年度から秋田市の負担金の額および分担金の額に統一する。なお、合併年度及び翌年度は、1 市 2 町それぞれの条例の例によるものとする。これ以外については、合併時に秋田市の制度に統一する。
- 3 下水道使用料については、合併後に新市の使用料を算定し、平成 18 年度から新使用料に統一する。なお、合併年度及び合併翌年度は 1 市 2 町それぞれの条例の例によるものとする。これ以外については、合併時に秋田市の制度に統一する。

浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村

- 1 簡易水道事業については個々の事業を継続する。また、天竜市、引佐町、春野町、佐久間町、水窪町、龍山村の公営簡易水道事業の会計処理については、合併時に一つの特別会計に統合する。
- 2 水道料金については、新市の水道事業計画を策定する中で、見直しを行うこととし、合併後 5 年間を目標に段階的調整を行う。ただし、原則として 2 年間は現行どおりとする。また、公営簡易水道料金についても同じ扱いとする。
- 3 下水道受益者負担金の賦課については、土地の面積を基準とし、1m²当たりの単価について、負担区ごとの単価を使用するものとする。ただし、合併前の認可区域については、現行の賦課内容とする。
- 4 下水道使用料については、新市の下水道事業計画を策定する中で見直しを行い、合併後 5 年間を目標に段階的調整を行うこととするが、原則として 2 年間は現行どおりとする。
ただし、他市町村と比較して現行使用料単価が著しく低廉な舞阪町については、合併後 7 年間を目標に段階的調整を行う。

前橋市・大胡町・宮城村・粕川村

- 1 宮城村の簡易水道の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 2 受益者負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- 3 下水道使用料については、前橋市の制度に統一する。

上下水道事業の取扱いに関する法令

○水道法（昭和32年法律第177号）

(この法律の目的)

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

(事業の認可及び経営主体)

第6条 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

(簡易水道事業に関する特例)

第25条 簡易水道事業については、当該水道が、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、第19条第3項の規定を適用しない。

○下水道法（昭和33年法律第79号）

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、

国土交通大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- 2 国土交通大臣（政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第6条において同じ。）は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をきかなければならない。

（供用開始の公示等）

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所にお一般の縦覧に供しななければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

（使用料）

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
 1. 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 2. 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 3. 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 4. 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

（管理）

第25条の2 流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、都道府県が行なうものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市町村は、都道府県と協議して、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうことができる。

（市町村の負担金）

第31条の2 第3条第2項又は第25条の2第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

- 2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

○都市計画法（昭和43年法律第100号）

（区域区分）

第7条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

1. 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域

2. 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

（地域地区）

第8条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区で必要なものを定めるものとする。

1. 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）

（施行者）

第59条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第1号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

3 国の機関は、国土交通大臣の承認を受けて、国の利害に重大な関係を有する都市計画事業を施行することができる。

4 国の機関、都道府県及び市町村以外の者は、事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においてこれらの処分を受けているとき、その他特別な事情がある場合においては、都道府県知事の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

5 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見をきかなければならない。

6 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項から第4項までの規定による認可又は承認をしようとする場合において、当該都市計画事業が、用排水施設その他農用地の保全若しくは利用上必要な公共の用に供する施設を廃止し、若しくは変更するものであるとき、又はこれらの施設の管理、新設若しくは改良に係る土地改良事業計画に影響を及ぼすおそれがあるものであるときは、当該都市計画事業について、当該施設を管理する者又は当該土地改良事業計画による事業を行う者の意見をきかなければならない。ただし、政令で定める軽易なものについては、この限りでない。

7 施行予定者が定められている都市計画に係る都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業は、その定められている者でなければ、施行することができない。

(受益者負担金)

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2 前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

3 前2項の規定による受益者負担金（以下この条において「負担金」という。）を納付しない者があるときは国、都道府県又は市町村（以下この条において「国等」という。）は、督促状によつて納付すべき制限を指定して督促しなければならない。

4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

5 第3項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、国等は、国税滞納処分の例により、前2項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

6 延滞金は、負担金に先だつものとする。

7 負担金及び延滞金を徴収する権利は、5年間行なわなうときは、時効により消滅する。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

(分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

報告第16号

各種事務事業の取扱いについて（B・Cランク）その1

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成16年8月4日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

事務事業項目提案集計表

参考

(平成16年7月22日現在)

部会名	事務事業項目数			協議・報告項目数				
	事務事業項目数 7月8日 報告 6月24日 現在 ①	事務事業項目変更 (追加・削除等) ②	計 ①+② =③	第3 回合併協議会 7月8日 ④	第4 回合併協議会 8月4日		計 ④+⑤+⑥ =⑦	今後の協議・報告予定の項目数 ③-⑦ =⑧
				協議済項目数	協議項目数 ⑤	報告項目数 ⑥		
企画部会	53		53			46	46	7
総務部会	42	-5	37	3			3	34
財務部会	24		24					24
保健福祉部会	248		248					248
保健所部会	95	-5	90					90
市民部会	107		107		8	58	66	41
経済部会	101		101					101
環境保全部会	67	1	68					68
環境事業部会	61		61					61
都市部会	52		52		3	43	46	6
建築部会	55		55					55
土木部会	98		98		38	56	94	4
管理部会	47		47			47	47	—
学校教育部会	46		46			45	45	1
生涯学習部会	88	-1	87					87
議会部会	13		13					13
選挙管理委員会部会	15		15					15
監査委員部会	12		12			12	12	—
農業委員会部会	22		22					22
消防部会	48	2	50					50
会計部会	4		4			4	4	—
合計	1,298	-8	1,290	3	49	311	363	927

調整方針一覧（Bランク）

企画部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	総合計画策定事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、新総合計画を、合併後速やかに、新市の新たな策定方針に基づき策定に着手するものとする。 なお、新総合計画が策定されるまでの間は、相模原市の総合計画及び新市建設計画を基本とし、地域的な課題については、各町の総合計画を尊重しながら運用するものとする。	57
2	電算システムの取扱い	原則として相模原市のシステムに統合を図る。 なお、統合にあたっては、住民生活に影響を及ぼすことのないよう、合併時に稼働が必要なシステムを優先的に統合できるよう調整するものとする。	59

市民部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	地域振興	合併時は現行どおりとし、合併後3年を目途に見直すものとする。	60
2	火葬費助成事業	合併時に廃止する。	62
3	戸籍情報システム維持管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	63

都市部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊1 ページ
1	地理情報システム開発事業	5年以内に、相模原市の制度に統合する。	64
2	都市計画基本図作成事業	5年以内に、相模原市の制度に統合する。	65
3	バス対策事業	現行のまま新市に引継ぎ、段階的に統合する。	66
4	総合交通計画関連事業	合併後3年以内に策定する。	67
5	開発行為等指導事務	3年以内に、相模原市の制度に統合する。	69
6	放置自転車対策事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	71

管理部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 1 ページ
1	幼稚園就園奨励補助金	公立幼稚園の国庫補助分については、国の制度に統一を図り、「公立幼稚園に関すること」の中でも統括的に検討する。 私立幼稚園の単独補助分については、合併時に相模原市の制度に統合する。	7 2
2	公立幼稚園に関すること	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、入園料及び保育料は統一を図る。	7 3
3	学校給食事業の取扱い	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後 3 年間で中学校給食のあり方を検討する。	7 4

調整方針一覧（Ｃランク）

企画部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	中長期経営ビジョン策定事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	1
2	民間活力導入促進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	3
3	市町村合併を除く広域行政に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、藤野町及び八王子市との交流については、同市町の意向確認を踏まえ新市に引き継ぐものとする。	4
4	東京事務所の運営	合併時に相模原市の制度を適用する。	5
5	パートナーシップ推進事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	6
6	さがみはら市民活動サポートセンター管理運営事業	現行のまま存続する。 ただし、津久井地域への活動の場の設置を、合併後新市において検討するものとする。	7
7	大学機能活用方策調査研究事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	8
8	公共用地対策の調整	合併時に相模原市の制度に統合する。	9
9	国土利用計画法に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	10
10	県土地利用調整条例に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	11
11	生産緑地法に関する事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	12
12	ビデオ・テレビ・ラジオ広報	合併時に相模原市の制度を適用する。	13
13	点字・声の広報発行事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	14
14	新聞広告による広報	合併時に相模原市の制度を適用する。	15
15	インターネット広報	合併時に相模原市の制度に統合する。	16
16	暮らしのガイド発行事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	17
17	「さがみはらマップ」発行事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	18
18	市政情報誌発行事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	19

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
19	「今 ふれあいのあるまち づくり」発行事務	合併時に相模原市の制度を適用する。	20
20	地域市政懇談会	合併時に相模原市の制度に統合する。	21
21	市政世論調査	合併時に相模原市の制度に統合する。	22
22	市政モニター	合併時に相模原市の制度に統合する。	23
23	市内施設めぐり	合併時に相模原市の制度を適用する。	24
24	市民と市長が語る会	合併時に相模原市の制度に統合する。	25
25	こども議会	合併時に相模原市の制度を適用する。	26
26	わたしの提案（市長への手 紙）陳情等に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	27
27	電子計算組織等の維持管理	合併時に相模原市の制度に統合する。	28
28	行政事務情報化事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	29
29	地域情報化事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、施設予約システムについては、合 併後速やかに相模原市の制度を適用する。	30
30	統計解析事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、データの一元化作業については、 時間と労力を要する作業のため速やかに統 合作業を進める。	31
31	統計グラフコンクール事業	合併時に相模原市の制度を適用する。	32
32	国委託統計調査	合併時に相模原市の制度に統合する。	33
33	県委託統計調査及び登録調 査員事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	35
34	文化行政推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 なお、統合にあたっては、地域性を十分に 尊重するものとする。	36
35	相模原市民文化財団経費	現行のまま存続する。	37
36	文化施設管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、施設の新設計画については、合併 後も引き続き検討するものとする。	39

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
3 7	国際交流事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、トレイル市との交流については、 トレイル市の意向を確認し、新市に引き継ぐ ものとする。	4 1
3 8	国際交流ラウンジ管理事業	現行のまま存続する。	4 2
3 9	銀河連邦サガミハラ共和国 事業	現行のまま存続する。	4 3
4 0	国際交流基金の運用管理	現行のまま存続する。	4 4
4 1	男女共同参画に関する事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 5
4 2	男女共同参画推進センター 管理運営事業	現行のまま存続する。	4 6
4 3	平和思想普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	4 7
4 4	基地対策事業	現行のまま存続する。	4 8

市民部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	地域市民まつり助成事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 津久井 3 町については、合併後に対象となる 地域規模等の交付基準の見直しを行い事業 を推進する。	5 0
2	ふれあい広場事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、津久井 3 町への設置については、 合併後に設置基準の見直しを行い設置を進 めるものとする。	5 1
3	防災資機材整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	5 2
4	出張所維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 3
5	市民健康文化センターの管 理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 4
6	斎場の管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 6
7	地域センター管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	5 7
8	広場設置費補助事業	合併時は現行どおりとし、合併後 3 年を目 途に見直すものとする。	5 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
9	相談事業（市民相談）	合併時においては、週1回程度各町で市民相談を開催し、相談需要の測定を行い、3年を目途に相談場所、相談日、相談体制を確定する。	60
10	相談事業（法律相談）	合併時においては、現行どおりとし、相談需要の測定を行い、3年を目途に開催回数、委託先の見直しを行う。	61
11	相談事業（特設相談）	合併時においては、現行どおりとし、相談需要の測定を行い、3年を目途に相談項目の見直しを行う。	62
12	人権擁護委員	合併により相模原市人権擁護委員会及び各町にある連絡会は、相模原人権擁護委員協議会と近似した組織になるため、合併時に廃止する。	64
13	行政相談委員	合併時に相模原市の制度に統合する。 3町の行政相談委員は、相模原市行政相談員連絡会に合流する。	65
14	戸籍住民課連絡所維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	66
15	日直代行員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	67
16	住居表示整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	68
17	戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録事務（統計、総括及び指導を含む）	合併時に相模原市の制度に統合する。	69
18	外国人登録事務	合併時に相模原市の制度に統合する。 原票管理は本庁での一元管理とし、各町で取扱う各種申請については、現行のサービス水準を維持する方向で調整する。	70
19	住民基本台帳カードの発行	合併時に相模原市の制度に統合する。	71
20	公的個人認証事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	72
21	埋火葬許可及び改葬許可並びに斎場火葬炉使用承認事務（身体の一部に係るものを除く）	現行のまま新市に引き継ぐ。	73
22	死体解剖保存法第13条に規定する死体交付証明書の交付	現行のまま新市に引き継ぐ。	74
23	相続税法第58条に規定する通知事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	75

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
2 4	破産者、禁治産者、準禁治産者、成年被後見人及び犯罪人名簿に関する事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 6
2 5	公職選挙法第 11 条第 3 項及び第 29 条第 1 項に規定する通知事務	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 7
2 6	人口動態調査	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 8
2 7	住民実態調査	現行のまま新市に引き継ぐ。	7 9
2 8	自動車臨時運行許可	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 0
2 9	自衛官募集	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 1
3 0	児童手当に係る認定請求書等の受理	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 2
3 1	国民年金に係る資格取得届書等の受理	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 3
3 2	介護保険に係る資格者証の作成交付及び認定申請書等の受付	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 4
3 3	国民健康保険に係る被保険者証及び高齢受給者証の作成交付並びに出産育児一時金及び葬祭費の支給申請書の受付	現行のまま新市に引き継ぐ。	8 5
3 4	妊娠届出書の受付及び母子健康手帳の交付	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 6
3 5	し尿の処理に係る届出書の受付	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 7
3 6	学齢児童及び生徒に係る入学期日の通知及び就学すべき学校の指定	合併時に相模原市の制度に統合する。	8 8
3 7	証明書自動交付機システム維持管理事業	段階的に相模原市の制度に統合する。	8 9
3 8	住民基本台帳ネットワークシステム維持管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 0
3 9	住民基本台帳事務オペレーション委託業務	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 1
4 0	相模原市民証交付業務	合併時に廃止の方向で調整する。	9 2
4 1	国民年金事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 3

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
4 2	防犯活動等推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	9 4
4 3	連合防犯協会補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 5
4 4	交通安全思想普及啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 交通整理員（城山町）の取扱いについては「学童通学路安全指導員」（相模原市学務課所管）へ移管するものとする。	9 6
4 5	交通安全教室事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 現行の交通安全指導員数で実施する。	9 7
4 6	鹿沼児童交通公園管理運営事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	9 8
4 7	交通安全団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	9 9
4 8	交通指導隊事業	合併後、3年以内に廃止の方向で調整する。 ただし、当制度が交通安全に果たしてきた役割、また、その歴史等から、直ちに廃止することは困難であるため、合併後、3年間で交通安全協会の交通安全指導員制度に移行するものとする。	1 0 0
4 9	消費者啓発事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 1
5 0	消費者保護事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 2
5 1	消費生活推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 3
5 2	計量検査等事業	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 0 4
5 3	家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に規定する表示監視	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 0 5
5 4	窓口業務の取扱い	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 0 6
5 5	出張所の維持管理及び秩序保持	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 0 8

都市部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	都市計画審議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	109
2	区域区分界等調査測量事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	110
3	市民参加型まちづくり推進事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	111
4	都市計画提案制度推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	112
5	都市計画施設の区域又は市街地開発事業（都市整備課の主管に属するものを除く）の施行区域内における建築の許可及び指導	合併時に相模原市の制度に統合する。	113
6	都市防災に係る基盤整備計画	合併後3年以内に策定する。	114
7	生産緑地地区内の建築行為等の許可	現行のまま新市に引き継ぎ、検討する。	115
8	鉄道対策事業	速やかに相模原市の制度に統合する。 ただし、中央線立川駅以西連続立体化複々線促進事業連絡会は、新市に引き継ぐ。	116
9	新しい交通システム検討事業	総合交通計画との整合を取りながら策定する。	118
10	駅舎自由通路等維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	119
11	交通バリアフリー基本構想推進事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	120
12	都市計画法に規定する開発行為に伴う公共施設管理者の同意及び協議の調整	合併時に相模原市の制度に統合する。	121
13	開発審査会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	122
14	都市計画法に規定する開発行為及び建築等の制限の許可、証明及び承認	合併時に相模原市の制度に統合する。	123
15	開発行為等の違反防止	合併時に相模原市の制度に統合する。	124
16	地域整備推進事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	125
17	駅周辺施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	126
18	安全で快適な歩行者空間創出事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	127

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
19	市街地整備基金積立金	現行のまま新市に引き継ぐ。	128
20	アドバイザー派遣事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	129
21	優良建築物等整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	130
22	土地区画整理事業	合併後の新規事業は相模原市の制度に統合する。 ただし、現在実施中の事業は、そのまま新市に引き継ぐ。	131
23	市街地開発・再開発事業(補助事業を含む)	現行のまま新市に引き継ぐ。	132
24	個人施行及び組合施行の土地区画整理事業に係る促進、指導及び許可等	合併時に相模原市の制度に統合する。	133
25	土地区画整理法第76条に規定する土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可	合併時に相模原市の制度に統合する。	134
26	都市計画法第53条に規定する土地区画整理事業施行区域内における建築行為等の許可	合併時に相模原市の制度に統合する。	135
27	土地区画整理組合が行った土地区画整理法に基づく処分に係る審査請求	合併時に相模原市の制度に統合する。	136
28	市街地再開発事業の施行地区内における建築行為等の許可	現行のまま新市に引き継ぐ。	137
29	民間自動車駐車場整備促進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	138
30	自転車整理指導事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	139
31	自転車駐車場管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	140
32	民間自転車駐車場助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	141
33	自転車駐車場整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	142
34	自動車駐車場管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	143

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
35	駐車場整備地区における駐車場整備計画	合併時に相模原市の制度に統合する。	144
36	路外駐車場の設置等の届出	現行のまま新市に引き継ぐ。	145
37	相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	146

土木部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
1	相模原市みちの協会補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	147
2	道路交通量調査委託	道路交通量調査については、5年毎に行っており、次回は平成21年度に予定しているため、3町の必要箇所を検討し、5年後に相模原市の制度に統合して実施する。	148
3	土木工事積算事務電算処理経費	速やかに相模原市の制度に統合する。	149
4	災害時仮設トイレ用移動型人孔蓋整備事業	平成17年度で事業終了のため、合併時に廃止とする。	150
5	開発行為（開発行為に準ずるものを含む）における道路及び下水道に係る協議、指導及び検査	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、整備すべき道路等の基準に若干の差異が見受けられるため、これらは都市部会が所管する「開発行為等指導事務」で新市において調整する。	151
6	公共工事に伴う発生残材の有効利用の推進	現行のまま新市に引き継ぐ。	152
7	公共建設発生土の処理処分対策	現行のまま新市に引き継ぐ。 改良土プラントによる公共建設発生土の再利用は、新市においても推進する。	153
8	路線再編成基準に基づく路線の編成	本事務事業は、相模原市独自のものであり、効率的な道路管理業務を行うため、現行のまま新市に引き継ぐ。	154
9	道路情報管理システム業務委託	合併後、5年間を目途に段階的に相模原市の制度に統合する。	155
10	首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路）の整備促進	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、「さがみ縦貫道路（圏央道）及び津久井広域道路を促進する議員連絡協議会」の事務局については、現行のまま新市に引き継ぐ。	156

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
1 1	広域幹線道路整備構想の推進の要請	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 5 7
1 2	国県道の整備促進	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、市町が単独で加入している協議会等については現行のまま新市に引き継ぐ。	1 5 8
1 3	公共工事安全点検パトロール経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 5 9
1 4	路上違反広告物撤去事業	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6 0
1 5	道路認定路線網図作成委託	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6 1
1 6	道路境界整備事業	5年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	1 6 2
1 7	国有財産取得事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 6 3
1 8	道路境界確定事業	5年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	1 6 4
1 9	廃道路敷等測量委託	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6 5
2 0	路上放置自動車等撤去委託	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6 6
2 1	道路の認定、区域決定、供用開始等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 6 7
2 2	廃道路敷の処分	3年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	1 6 8
2 3	未登記道路の取得	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 6 9
2 4	道路の通行禁止及び車両制限	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 0
2 5	都市基準点の管理	5年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	1 7 1
2 6	道路台帳の整備、保管及び閲覧	5年間で段階的に相模原市の制度に統合する。 ただし、道路台帳整備については時間を要する。	1 7 2
2 7	道路に係る不服申立て、訴訟等	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 3
2 8	道路の占用許可	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 4
2 9	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認、監督、検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 7 5

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
3 0	道路改良事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、道路整備計画を速やかに策定する必要がある。	1 7 6
3 1	踏切改良関連事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 7 7
3 2	都市計画道路事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後、道路整備計画を速やかに策定する必要がある。	1 7 8
3 3	駅前等交通広場の整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後、道路整備計画を速やかに策定する必要がある。	1 7 9
3 4	魅力あるみちづくり事業等	現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、合併後、道路整備計画を速やかに策定する必要がある。	1 8 0
3 5	道路の用地取得に係る残地の管理及び処分	速やかに相模原市の制度に統合する。 ただし、管理については現状のまま行っていく。	1 8 1
3 6	道路用地維持管理費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 2
3 7	道路点検パトロール経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 3
3 8	道路維持補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 4
3 9	街路樹維持管理事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、シルバー人材センター及び相模原市みちの協会との調整が必要になる。	1 8 5
4 0	交通安全施設整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 6
4 1	交通安全施設維持管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 8 7
4 2	狭あい道路拡幅整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 8
4 3	私道路整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 8 9
4 4	橋りょう維持補修事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 0
4 5	寄附道路整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 1
4 6	歩道整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、合併後に、歩道整備計画を速やかに策定する必要がある。	1 9 2

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
4 7	交通バリアフリー道路特定事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 3
4 8	河川維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 4
4 9	河川安全施設整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 5
5 0	水位観測施設管理事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 6
5 1	水路維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	1 9 7
5 2	河川改修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、合併後に 1 市 3 町のエリアで雨水対策における整備方針（公共下水道（雨水）河川等）を定める必要がある。	1 9 8
5 3	河川に係る整備計画の策定、認可及び変更	現行のまま新市に引き継ぐ。	1 9 9
5 4	廃水路敷の処分	3 年間で段階的に相模原市の制度に統合する。	2 0 0
5 5	河川及び水路の指定	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 1
5 6	河川・湖に係る急傾斜地の崩壊防止	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 0 2

管理部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	教育委員会運営事業	3 町の教育委員は全員失職する（相模原市は変動なし）。	2 0 3
2	日直代行員等経費	5 年間で、段階的に相模原市の制度に統合する。	2 0 4
3	職員の研修	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 5
4	私立幼稚園教育振興補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 6
5	私立幼稚園運営助成事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 7
6	私立幼稚園障害児教育助成金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 8
7	奨学金貸付金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 0 9

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
8	奨学基金積立金	合併時に相模原市の制度に統合する。	210
9	中学校課外活動助成金	合併時に相模原市の制度に統合する。	211
10	各種教育研究団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	212
11	各種教育研究大会等分担金	合併時に相模原市の制度に統合する。	213
12	児童生徒指導対策助成金	合併時に相模原市の制度に統合する。	214
13	進路指導対策助成金	合併時に相模原市の制度に統合する。	215
14	学童及び生徒の通学安全事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、城山町の児童生徒バス定期代補助及び児童帰宅時の公用車利用は、現行のまま新市に引き継ぐ。(県道整備終了時までの暫定措置)	216
15	小・中学校維持管理補修費	合併時に相模原市の制度に統合する。	217
16	小・中学校運営費	合併時に相模原市の制度に統合する。	221
17	小・中学校教材等整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	223
18	小・中学校教科書等購入費	合併時に相模原市の制度に統合する。	226
19	校外活動助成費	合併時に相模原市の制度に統合する。	227
20	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費	合併時に相模原市の制度に統合する。	229
21	障害児学級児童生徒就学奨励費	合併時に相模原市の制度に統合する。	231
22	児童及び生徒の就学	合併時に相模原市の制度に統合する。	232
23	学級編制	現行のまま新市に引き継ぐ。	233
24	通学区域	現行のまま新市に引き継ぐ。	234
25	学校規模の適正化	現行のまま新市に引き継ぐ。	235
26	義務教育事務委託事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	236

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
2 7	学校医等公務災害補償費	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 3 7
2 8	児童生徒災害見舞金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 8
2 9	各種教育研究団体補助金	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 3 9
3 0	給食センター施設管理運営事業	3年以内に相模原市の制度に統合する。	2 4 0
3 1	学校医等報酬	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 1
3 2	児童・生徒健康診断事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 2
3 3	学校歯科保健事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 3
3 4	学校環境衛生経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 4
3 5	保健室管理運営費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 5
3 6	児童・生徒災害共済負担金等経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 6
3 7	ランチルーム整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 4 7
3 8	学校給食施設・設備整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 4 8
3 9	小・中学校維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度・方法に統合する。	2 4 9
4 0	小・中学校環境調査事業	現行のまま新市に引き継ぐ。	2 5 0
4 1	小・中学校屋内運動場改修事業	合併時に相模原市の制度・方法に統合する。	2 5 1
4 2	小・中学校校舎耐震補強事業	合併時に相模原市の制度・方法に統合する。	2 5 2
4 3	小・中学校校舎等整備事業	合併時に相模原市の制度・方法に統合する。	2 5 3
4 4	災害対策用施設整備事業	現行のまま新市に引き継ぐ。 相模原市の防災計画事業の一環であり、総合的な計画策定は、防災担当課が行う。	2 5 4

学校教育部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	教職員研修事業	中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 5
2	学校教育研究事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 6
3	児童生徒指導推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 7
4	障害児教育事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 5 8
5	水泳授業指導協力者派遣事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 0
6	部活動技術指導者派遣事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 1
7	図書整理員経費	速やかに相模原市の制度に統合する。 ただし、図書整理員の配置については、巡回派遣、ボランティア対応等配置方法の調整をした上で、速やかに統合する。	2 6 2
8	フロンティアスクール推進事業	速やかに相模原市の制度に統合する。 ただし、機器の設置・整備の進捗状況が異なっているため、設置・整備の開始時期や内容については十分に検討するものとする。	2 6 3
9	障害児学級設備整備事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 4
1 0	教育課程推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 5
1 1	地域教育力活用事業	3年以内に、相模原市の制度に統合する。	2 6 6
1 2	学校評議員事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 7
1 3	外国人英語指導助手小中学校派遣事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 6 8

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1 4	国際交流教育支援事業	合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、津久井町が実施しているトレイル市との交流、城山町が実施しているアースクールとの交流については、相手方の意向を確認し、新市に引き継ぐものとする。	2 6 9
1 5	海外帰国及び外国人児童生徒教育支援事業	速やかに相模原市の制度に統合する。	2 7 0
1 6	福祉教育推進事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7 1
1 7	さがみ風っ子文化祭事業	3年以内に相模原市の制度に統合する。 ただし、城山町の八木重吉文学賞（詩のコンクール）は、地域独自の事業であり、現行のまま引き継ぐことも検討する。	2 7 2
1 8	人権教育事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7 3
1 9	各種相談・指導・訪問事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7 4
2 0	各種検討会	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7 6
2 1	教科用図書採択事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7 7
2 2	学生ボランティア制度	3年以内に、相模原市の制度に統合する。	2 7 8
2 3	少人数指導等支援事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 7 9
2 4	教職員互助団体補助	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 0
2 5	教職員表彰事務（市表彰）	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 1
2 6	教職員健康診断	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 2
2 7	教職員の任免その他の人事の内申	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 3
2 8	教職員の昇給、昇格、特別昇給等給与の内申	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 4
2 9	教職員の服務監督	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 5
3 0	教職員定数の内申	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 6
3 1	教職員褒賞・表彰事務（国・県表彰）	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 7

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
3 2	教職員の公務（通勤）災害	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 8
3 3	教職員組合に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 8 9
3 4	市費負担による非常勤講師の任用	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 0
3 5	教職員互助団体に関する事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 1
3 6	野外体験教室活動事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 2
3 7	野外体験教室管理運営事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 3
3 8	青少年・教育相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 4
3 9	ヤングテレホン事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 5
4 0	青少年街頭指導・相談事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 6
4 1	青少年相談員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 7
4 2	青少年相談センター運営協議会経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 8
4 3	教育相談研究員経費	合併時に相模原市の制度に統合する。	2 9 9
4 4	適応指導教室事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 0
4 5	施設維持管理補修事業	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 1

監査委員部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊2 ページ
1	監査委員費	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 2
2	条例、規則等の取扱い	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 3
3	職員の人事及び給与	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 4
4	監査計画	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 5
5	定期監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	3 0 6

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
6	随時監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	307
7	出納検査	合併時に相模原市の制度に統合する。	308
8	決算審査	合併時に相模原市の制度に統合する。	309
9	請求監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	310
10	要求監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	311
11	報告の徴収等	合併時に相模原市の制度に統合する。	312
12	外部監査	合併時に相模原市の制度に統合する。	313

会計部会

番号	事務事業名	調整方針	別冊 2 ページ
1	収入事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	314
2	支出事務	合併時に相模原市の制度に統合する。	315
3	指定金融機関等	合併時に相模原市の制度に統合する。	316
4	公共料金支払基金の運用管理	相模原市の制度を適用する。	317

報告第17号

まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について

まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について、次のとおり報告する。

平成16年8月4日提出

まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員長 矢越 孝裕

まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について

1 まちづくりの将来ビジョン検討委員会の検討経過について

(1) 検討委員会の開催状況

第1回検討委員会 4月30日(金) けやき会館
委員長の選出、策定にあたっての基本的な考え方、検討スケジュール、各市町の現状

第2回検討委員会 5月21日(金) 城山町立公民館
副委員長・合併協議会委員の選出、地域資源、課題について

第3回検討委員会 6月12日(土)
津久井地域のタウンウォッチング
(城山町役場～城山湖～津久井湖記念館・津久井湖城山公園～中野地区～緑の休暇村センター～津久井広域行政組合～寸沢嵐地区～相模湖交流センター・相模湖公園)

第4回検討委員会 6月23日(水)
相模原市内のタウンウォッチング
(博物館～古淵～相模大野～小田急相模原～麻溝台・新磯野土地地区画整理事業地～総合体育館～南清掃工場～相模原麻溝公園～総合水泳場～ウェルネスさがみはら)

第5回検討委員会 7月12日(月) ウェルネスさがみはら
都市内分権について(牛山委員の講演)、まちづくりの柱(目標)について

第6回検討委員会 7月31日(土) 城山町保健福祉センター
新市の将来像(イメージ、キャッチフレーズ)について、まちづくりの柱(目標)について

(2) 運営ワーキング等の開催状況

5月 6日(木) 第2回委員会の進め方について、タウンウォッチングについて
6月10日(木) まちづくりの課題の取りまとめについて、今後の進め方について
6月23日(水) 作業スケジュール等の確認、第5回検討委員会の進め方について
7月 8日(木) 第5回検討委員会の進め方について
7月26日(月) 第6回検討委員会の進め方について

2 新市の将来像、まちづくりの柱(目標)の検討状況について

現在検討中の、1市3町が合併した場合の新市の将来像、将来像を実現するためのまちづくりの柱(目標)は、次のとおり。

(1)「新市の将来像」は、候補として次の4案に絞り、今後さらに検討する。

新市の将来像

人・まち・自然がやさしく調和する〇〇〇〇

森が育む水の水の力 水が育てるまちの水の力 まちにいきづく人の力
人がつくる環境交流新都市〇〇〇〇

人と自然が共生し 活力と愛があふれる人間都市〇〇〇〇

自然と産業が調和し 人と人がふれあう
活力ある自立分権都市〇〇〇〇

(2)「新市の将来像」を実現するための「まちづくりの柱(目標)」として、次の5本の柱を設けることとし、内容等について今後さらに検討を進める。

まちづくりの柱(目標)

人、自然、産業、文化……新しい都市の交流と発展を支える、資源を生かした質の高い交通・都市基盤づくりをめざす (交通・都市基盤)

都市の健全な発展と市民生活の利便性や快適性の向上には、骨格となる交通網の強化と質の高い都市基盤の整備が重要となります。

このため、国道を中心とした交通渋滞の解消および、さがみ縦貫道路・津久井広域道路等の早期整備を図るとともに、鉄道輸送・バスネットワークの強化、新しい交通システムの導入等に取り組むことにより、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した公共交通網の確立を目指します。また、水源地域の保全に向けた上下水道の整備やごみ不法投棄対策等を進めるとともに、情報基盤の整備や美しい景観の形成、スポーツレクリエーション機能の充実等を進め、快適で魅力ある居住環境の創造を目指します。

自然の豊かさを日常的に感じるまちをめざす

(自然・環境)

新市の西側は、広大な森林や清流、湖など緑豊かな自然環境に恵まれた地域であり、かつ、神奈川県重要な水源地域となっています。

このため、水源涵養や保健休養等の森林の有する多面的・公益的な機能に配慮した保全方策の推進とともに、自然環境に対する意識の啓発を図ります。さらに、河川・湖の水質の向上やごみ投棄対策を推進し、水源地域の総合的な環境の向上を目指します。

また、市街地とその周辺においても、相模川や里山・谷戸などの貴重な水辺や緑が残っており、市街地での良好な緑の形成により、都市内部でも自然を感じられるうまいと風格のあるまちづくりを目指します。

地域経済を支えるために自然環境と調和し、地域特性を活かした産業創生をめざす (産業・観光・土地利用)

新市の活力ある発展とゆとりある豊かな市民生活の実現には、多様な産業の振興と計画的な土地利用の推進が重要となります。

このため、首都圏近郊で水源地を有する豊かな自然環境の立地特性を活かした工業や農林業・観光の振興とともに、市内での生活の核となる商店街・商業施設等の活性化を図り、地域経済の発展と魅力ある観光拠点の形成を目指します。また、さがみ縦貫道路や津久井広域道路の整備を踏まえた計画的な土地利用を進め、市街地の高度利用や農林地域での適切かつ効率的な土地利用により、良好な居住環境の創造と秩序ある都市の発展を目指します。

心の豊かさを育み、安心して生き生きとした市民生活の実現をめざす (教育・文化、医療・福祉、安全・安心)

人々が安心して生き生きとした市民生活を実現するためには、心豊かな教育や質の高い医療・福祉の充実と安全なまちづくりが重要となります。

このため、学校施設・学校教育の充実や市内の自然・文化の活用による人間性豊かな教育の実現とともに、病院や福祉施設と家庭・地域とが連携した医療・福祉体制の確立により、高齢者や障害者、子供を持った家庭が安心して生活できる地域社会の形成を目指します。また、市街地での都市型災害や山間部での土砂災害等に対する防災対策や地域社会の変容に伴う防犯対策を進め、市民が安全に生活できるまちづくりを目指します。

都市内分権を推進し、市民参画による“いきいき”とする効率的なまちづくりをめざす (市民参画・行財政)

市民参画によるまちづくり、行財政改革を進めるためには、都市内分権の推進と地域自治区の設置は不可欠です。また、市民一人ひとりがいきいきと暮らすためには、市民自らがまちづくりにかかわりを持つとともに、行政は市民の多様なニーズに的確に対応した行財政運営を推進することが重要となります。

このため、地域コミュニティの育成、期待される自治会活動の推進により、市民同士が支え助け合う地域社会を形成するとともに、行政と市民とのパートナーシップの構築、ボランティア活動の推進など、市民の声が市政に反映され、市民自らもまちづくりに参加する主体的で開かれたまちづくりを目指します。また、行政、議会においては、市民参加による抜本的な行財政改革を進め、本来的に市民にとって必要な行政サービスの充実、数値目標の行政コスト削減、情報公開の推進等を図り、市民一人ひとりが納得しうる質の高い市政運営に努めます。

まちづくりの将来ビジョン検討委員会における現況と課題に関する意見のまとめ

検討委員会での意見の視点

分野(例)	意見のまとめ		
1 自然環境	◇自然の保全と活用について ◇水源地の保全と活用について	◇森林の保全について ◇河川環境の改善について	◇湖の活用について ◇里山・谷戸の環境について
2 生活環境・ 都市環境	◇交通渋滞の解消について ◇道路・高速道路等の整備について ◇鉄道の延伸整備について ◇地域の拠点の形成について ◇計画的な土地利用について ◇バランスのとれた土地利用について ◇水源地で下水道の整備について ◇ごみ対策について ◇情報基盤の整備について	◇バスのネットワークについて ◇道路附帯施設の改善について ◇駅前密集市街地の改善について ◇特色ある地域づくりについて ◇土地利用規制の運用について ◇都市的地域の緑地整備について ◇景観形成について ◇公営住宅の改善について	◇路上駐車解消について ◇自転車の活用について ◇適正な宅地開発について ◇米軍基地について ◇サイン・案内板の整備について ◇都市ガスの整備について
3 安全・安心	◇防災対策について ◇治水対策について ◇消防体制について	◇公害対策について ◇防犯対策について	◇救急体制について ◇交通安全対策について
4 交流	◇観光拠点の連携について ◇自然のレクリエーション拠点について ◇スポーツ・レクリエーションの推進について	◇既往観光施設の有効活用について ◇湖の観光利用について ◇街並みの観光資源への活用について	◇伝統的行事について ◇観光農業・市民農園について ◇子どもの遊び場の確保について
5 産業	◇産業の振興について ◇企業誘致について	◇農業の保全、担い手について ◇林業の保全、担い手について	◇商業の活性化について
6 教育・文化	◇学校施設の充実について ◇学校教育の充実について ◇生涯学習の推進について	◇文化施設の活用について ◇地域内でのこどもの教育について	◇文化財の保護について ◇学校給食の実施について
7 健康・福祉	◇少子高齢化について ◇医療体制の充実について	◇児童福祉の充実について ◇高齢者福祉の充実について	◇障害者福祉の充実について
8 参加・協働	◇地域コミュニティの形成について	◇自治会の運営について	◇住民と行政の関係について
9 その他 (行財政)	◇行政サービスについて ◇施策の実施について	◇財政基盤について ◇行政職員について	◇役所・役場の位置について

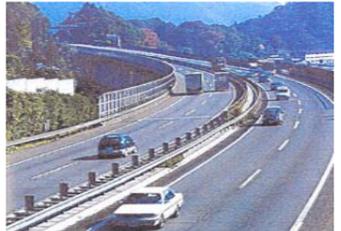
○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ①

<p>意見の整理例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然環境 2 生活環境・都市環境 3 安全・安心 4 交流 5 産業 6 教育・文化 7 健康・福祉 8 参加・協働 9 その他(行財政) 	<p>現況と課題のまとめ</p> <p>◇自然の保全と活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井3町は自然に恵まれているが、環境に対して意識や、緑や水の評価・価値が低すぎる ・津久井の自然を開発せずに、自然を活かし、共存する地域づくりが必要である <p>◇湖の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景色の良い相模湖、津久井湖が汚れていて、観光資源として活かしきれていない。水質改善が急務である <p>◇里山・谷戸の環境について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小松や城北地区の里山・谷戸の環境、葉山島の水田景観が良好である <p>◇水源地の保全と活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源を有している。水源水質の保護と地域整備の発展を両立させなければならない <p>◇森林の保全について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の森林財産区を有している <p>◇河川環境の改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川にゴミを捨てられやすく、境川の汚濁などもみられ、蜚の棲める川に戻す工夫が必要である 	 <p>横山丘陵緑地（相模原市）</p>  <p>城山湖（城山町）</p>  <p>津久井湖（津久井町）</p>  <p>石老山（相模湖町）</p>
---	--	--

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然が残っている ○相模川などの水辺空間のオープンスペースが確保されている ○北相の中心地にふさわしい市街地とガケ線の緑を大切にしているのは気持ちが良い ○60万人人口都市の割には緑が多いのが特徴。この緑を大切にしていかなければならない ○合併後は更に緑が増える。この対策をどの様にするかが大切 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山や川、森林等の自然に親しめる環境に乏しい。「自然らしい自然がない ●ビルばかりで、河川敷まで人工的である 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然環境（森林、城山湖、相模川）に恵まれている。空気がきれい ○水源を持っている ○町の森林財産区がある ○山の散策と山の幸を楽しめる ○小松や城北地区の里山・谷戸の環境・風景は貴重 ○葉山島の水田景観が良好 ○人口の割に、自然が残っている。居住と自然とが上手く別けられている <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山、湖の自然環境をいま少し活かさないか ●津久井街道沿いも飲食店等が建ち並び、町の姿がかわりつつある。あまり、自然が破壊されると城山本来の良さが失われる ●河川にゴミを捨てられやすい ●境川の汚濁がある。町田、相模原津久井郡で蜚の棲める川に戻す工夫が必要 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大自然、四季、里山、畑、森 ○自然が豊かで広がりがあり、水と空気がきれい。名実ともに広大かつ雄大な「自然・緑」。国定公園がある ○津久井湖があり、景色がよい ○水源を持っている。道志川の水源は、県内都心部へは大切な役割を果たしている。津久井湖水資源の恩恵、発電、工業、農業用水が豊富 ○町の広大な面積と森林財産区がある <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●津久井湖を観光資源として活かしきれていない ●緑や水の評価・価値が低すぎる。大切だと思ったら、それを守り育てる資本を投下すべきであり、担保価値（評価額）も高くすべきである ●下水道の施工率が低い為か湖水にアオコが発生。パッキ補足、水質改善が急務である ●津久井の自然を観光地化してしまわない活用が出来たら良い。工夫すれば多くの市民が利用できる 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○みどり豊かで水、空気がきれい。県立自然公園がある ○神奈川県の水源地である相模湖がある ○相模湖の水のある風景は非常によい ○都会から一時間の大自然 ○自然に恵まれ古い歴史と文化がある <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山、湖という恵まれた自然をいま少し活かさないか ●相模湖、津久井湖とも汚れている。相模湖の水面、津久井湖共に水際のゴミが目立ち近づく汚い感じである。飲料に使っているので工夫が必要 ●自然の破壊、世俗化 ●山間で冬は非常に寒い
	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然（城山・相模湖・津久井） ○津久井・相模湖の豊かな自然を守り育てなければいけない ○津久井の住まい方を考える。環境に優しい暮らし方をしないとイケない ○津久井地域は、湖と緑が大きな財産なので、これを活かしたまちづくりが必要 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然にめぐまれているのに環境に対して意識が低い ●豊かな自然と住民との共存 ●緑が多い住環境の中で生活したい ●水源は観光資源として大切である ●水源水質の保護と地域整備の発展を両立させなければならない 	

○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ②

<p>意見の整理例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然環境 2 生活環境・都市環境 3 安全・安心 4 交流 5 産業 6 教育・文化 7 健康・福祉 8 参加・協働 9 その他(行財政) 	<p>現況と課題のまとめ</p> <p>(1) 交通</p> <p>◇交通渋滞の解消について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模湖 (R412、R413、R16) ～相模原までの主要な道路の土日、祭日、通勤時間の交通渋滞が多い <ul style="list-style-type: none"> …相模原R16の東部 …久保沢～R412～三ヶ木間 …津久井日赤～久保沢 …相模湖駅 (R20)、駅前の四つ角の渋滞 …相模湖インターのR413 <p>◇道路・高速道路等の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央高速道路があり便利だが、相模湖 I C で混雑する 津久井広域道路とさがみ縦貫道路の早期実現が重要 	<p>◇鉄道の延伸整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市、相模湖町は鉄道が通っていて便利な一方、城山町、津久井町は駅から遠く不便。橋本駅を起点に軌道 (モノレール等) を津久井地区方面に敷いてほしい <p>◇バスのネットワークについて</p> <ul style="list-style-type: none"> バスのネットワークが悪く、バスの本数が少ない。バス路線も減っている <p>◇道路附帯施設の改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> R16 は、自転車交通や歩行者対策、美観、サインが不十分である <p>◇路上駐車解消について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市内の路上駐車が多い <p>◇自転車の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市内は、自転車が便利である 	 <p>国道16号 (相模原市内)</p>  <p>バス (城山町)</p>  <p>中央自動車道 (相模湖町)</p>  <p>相模湖駅 (相模湖町)</p>
---	--	--	--

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>(1) 交通</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通の便がよい。都内や横浜への周辺アクセスがよい ○周囲を鉄道網に囲まれているので、外の地域に出るのに便利。横浜線、相模線、京王線、小田急線という電車網が老若男女を問わず、生活の向上に貢献している。橋本近辺はどこに行くにも便利 ○R16 は、市内へ出かけるときの基準となり解りやすい ○バス交通が充実している ○自転車を使えば便利である ○道路、歩道の整備が比較的良好である駐車場が充実している <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相模原の道路は主要なものほど渋滞している。土日の交通渋滞が多い <ul style="list-style-type: none"> …R16～R246、相模原R16の東部 ●自動車による交通渋滞、騒音、排気ガスが深刻である ●駅前が雑然としており、交通渋滞が慢性化している。違法駐車も多い ●相模原の中央部に公共交通が少ない ●市域内のバス交通ネットワークが悪く、バスの本数が少ない。バス路線が減っている ●R16 は自転車交通や、歩行者対策、美観、サインは不十分である ●R16 は前線3車線にして、右左折レーンを増やす必要を感じる ●繁華街等での路上駐車が多い (駐車スペースが少ない、車は市民の必需品) 	<p>(1) 交通</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近い将来さがみ縦貫道路が開通する ○交通量が比較的少なく、騒音なども小さく静かである ○各方面の行楽地へのアクセスもそこそこ良い <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通勤ラッシュ、土日ともなるとR413の混雑がすごい、周辺生活道路にも迂回車が進入してくる、自転車の走りづらい国道がまだある <ul style="list-style-type: none"> …久保沢～R412～三ヶ木間 …津久井日赤～久保沢 ●3町合併後の広さと交通網の充実整備の必要性を実感。交通渋滞解消、観光拡充のためにも津久井広域道路とさがみ縦貫道路の早期実現が重要 ●交通アクセスが悪い。ターミナル駅から遠い ●バス便が不便・所要時間不安定 ●電線の地中化が一部だけでもできないものか <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特に津久井三町は交通の便が悪い ●交通～不便と観光産業にも役立つように橋本駅を起点に軌道で津久井地区方面に敷く。モノレール等。 	<p>(1) 交通</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路 (R412、R413) が、産業、観光、通勤、通学にフルに活用されている ○高速道路のインターが近い ○京浜、相模、八王子、町田地区へ通勤可能 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●幹線道路であるR412とR413の慢性的渋滞 (幹線道路がこの2線しかない) 新小倉橋開通で緩和された部分もあるが、一部だけである <ul style="list-style-type: none"> …久保沢～R412～三ヶ木間 …津久井日赤～久保沢 ●幹線道路から生活道路に入ると狭い ●交通が不便。定期バスの本数が少ない。津久井街道は、慢性渋滞している ●電車がなくて、通勤・通学に支障がある ●駅から遠い、自動車がなくては不便。橋本まで遠く、通勤が大変に思う ●津久井に鉄道ないことから、車多い ●地下鉄での京王線乗り入れ、または、モノレールでの相模湖へ連絡繋げる 	<p>(1) 交通</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中央高速道路、インターチェンジがあり便利 ○R20 (甲州街道) R412がある ○JR中央本線が通っている。駅がある。最近では東京直通が多いので便利 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●橋が多いため渋滞 (特に通勤時間帯) が発生し時間がかかる。休日の交通渋滞 <ul style="list-style-type: none"> …相模湖 (R412、R413、R16) ～相模原まで全部 …相模湖駅 (R20)、駅前の四つ角の渋滞 …相模湖インターでR413が混雑する ●高速が相模原までこない ●道が狭い。歩道の整備等が遅れている ●夜間の電車本数が少ないため不便 ●山坂でバス停までの時間がかかる。バス路線が少ないため、老人等にとっては不便 ●駅前タクシーが独占2台しかないため、全く使えぬことがしばしばある

○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ②

<p>意見の整理例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然環境 2 生活環境・都市環境 3 安全・安心 4 交流 5 産業 6 教育・文化 7 健康・福祉 8 参加・協働 9 その他(行財政) 	<p>現況と課題のまとめ</p> <p>(2) 土地利用</p> <p>◇地域の拠点の形成について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原/大野/橋本/上溝がバラバラだが、中心街がたくさんあるのは魅力的。一方、市民が一体になるシンボル(いわゆるまちのへそ)がない <p>◇計画的な土地利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 無計画な開発が多いと良好な社会資本の蓄積に結びつかない <p>◇バランスのとれた土地利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通と買い物を考えると便の良い所と悪い所がはっきりしている。 <p>◇駅前密集市街地の改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の密集市街地で再開発が必要と思われる危険地帯がある <p>◇特色ある地域づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 津久井や相模湖方向に行く通過点という感じがある。城山町は相模原市のフリンジ的位置(西の境)で印象が薄いなど地域性を感じない <p>◇土地利用規制の運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 津久井地域では過疎防止として、農用地の網で規制されている土地の利用を考える <p>◇適正な宅地開発について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原の地価が下がり、相模湖町から引っ越してしまう <p>◇米軍基地について</p> <ul style="list-style-type: none"> 街の中心に広大な基地があり都市、交通を遮断している 	 <p>相模大野駅周辺(相模原市内)</p>  <p>城山町中南部(城山町)</p>
---	--	--

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>(2) 土地利用</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○若い「まち」という感じで、明るいイメージを持つ ○住居、産業、商業地域面積が広く人口が増加している ○橋本、町田、相模大野、古淵など大きな街がある。地域的に、相模原/大野/橋本/上溝がバラバラだが、今とってみれば、中核地がたくさんあるのは魅力的 ○北相地域の中心的存在、3町との合併によりバランスの良い自立性の高い政令指定都市となる ○土地が平坦。都市部と農村部が混在している ○人口が多く活気がある。買い物がしやすく安い ○駅周辺は色々な施設が多く便利。ターミナル駅周辺は非常に活気がある ○都市計画の優秀さ ○「あじさい通り」がよかった。相模原市内だが、津久井広域道路に▽▽通り風の特徴を持たせるとよい。心理的一体化 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●南北が分断されているイメージがある。北部に対するなじみがうすい、混雑している。広すぎるし、人口も多すぎるので同じ市という一体感がない。南北に長い 	<p>(2) 土地利用</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○細長い、通過交通が多いなどの地理的ハンデを感じさせない、まちとしてのまとまりがある ○自然が豊かで住環境がよい。バランスの良い住宅都市 ○町田、相模原のベッドタウンとして発展 ○相模原市と陸続き、平地。相模原市に隣接して生活圏を共有していること ○いろいろな面で「古い」ところと「新しい」ところが混在しており、何となく落ち着く町である ○若葉台、原宿、町屋等の住宅地と小倉地区等の自然地域等の役割がよくわかる ○城山若葉台団地は、緑に包まれた街並みがきれい。今後、道路計画等が進むと戸建住宅の立地等が増えると思われるが、水源地域津久井にふさわしい暮らし方・住まい方を具現化する方策を考える必要がある <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町としての特色が感じられない。まちに活気がない ●相模原市の一部という感じがする。相模原市のフリンジ的位置で印象が薄い。津久井と相模原の間であまり地域性を感じない 	<p>(2) 土地利用</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史を感じるまち。津久井町の歴史は古く優れた文化があり、また各地区においては親密な連帯感がある ○土地が比較的低廉で住宅を建設しやすい ○人口密度の低さ ○津久井郡の中心地 ○町の面積が広い <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●集落が離れていて寂しそう。居住地が点在している。広すぎてまとまりがない ●町面積の半分以上が森林等である ●津久井郡の中核としての活力や吸引力に欠ける ●土地利用に制限がかかりすぎている ●無計画な開発が多く良好な社会資本ストックに結びつかない ●金原工業団地・国道413号青野原バイパス周辺で、耕作放棄された農地・未利用地が目立つ。営農意欲もないのだし、国道沿い、また津久井広域道路計画等のこともふまえて土地利用のあり方を考えるべき 	<p>(2) 土地利用</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高速ICの名称は、知名度を上げるには大変有効である。関西でも相模湖をしっている人もいる ○津久井郡4町の中でも一番ネームバリューがある ○住みやすそう ○小原宿の面影を残す景観がいい <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●湖からJRの駅に至る一体に、住宅が雑然と密集している感じ ●駅、高速道路のICがあるのに、駅前商店街等の元気が無く、住宅地もあまりない。 ●駅前商店街の活気がないうえ景観も乱雑 ●相模原の地価が下がり、相模湖町から引っ越ししてしまう現状 ●湖がある位で特徴がない。相模湖以外何があるか知らない ●利用可能な土地が少ないこともあり、これからの発展が難しそう

〔検討委員会での意見〕 ○良いところ ●課題			
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が一体になるシンボル（いわゆるまちのへそ）がない。大都市だが、ただ人口が多だけで、都市として特長がない。独自性が見られない ●交通と買い物を考えると便の良い所と悪い所がはっきりしている。（例えば相模大野と新磯野） ●相模大野駅、小田急相模原駅周辺は商店街多く、道狭くごちゃごちゃの感じ。超高層ビルによる都市の早期開発が必要（地下駐車場も必要） ●周辺市町村と比較すると土地が高い ●街の中心に広大な基地がある（都市、交通路を遮断） ●橋本駅前の相原高校、相模原駅前の米軍等もったいない気がする ●駅周辺の密集市街地で再開発が必要と思われる危険地帯がある。商業集積拠点の整備も大切であるが、夜の飲食街も必要悪である ●小田急相模原駅周辺は都市開発計画で更に都会化されるようだが、津久井3町からは交通の便が悪い。買物、グリーンホール等の駐車場の完備が必要、電車利用で橋本一町田乗り替え等は不便 ●麻溝台・新磯野土地区画整理事業 …雑然としているが、区画整理により整理されれば隣接の公園ともマッチしてすばらしい地域になると思う 	<ul style="list-style-type: none"> ●見えない相模原との境界線で、土地の値段が安くなってしまったり、売れなかったりする ●道が混んでいて、津久井や相模湖方向に行く通過点という感じがある ●町役場付近しか栄えていない ●町面積の狭さ ●拠点性にかける町。ベッタウンのイメージが強い。 ●まちにランドマークがない 	<ul style="list-style-type: none"> ●津久井湖以外何があるか知らない ●何となく「古い」イメージがある。町の随所にちよつとさびれた感じがする ●何となく生活しにくそう ●中野は、ロケーションからいって、もう少しキチッととした街づくりがあってもよいように思う ●山梨県と間違えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ●湖に一等地を取られ傾斜地にひしめき合っている感じがする
<p>【良いところ】 ○地域に根ざした街が見られる</p> <p>【課題】 ●過疎防止として、農用地（農地法、農振法）の網で規制されている土地の利用を考えること</p>			

○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ②

意見の整理例	<ul style="list-style-type: none"> 1 自然環境 2 生活環境・都市環境 3 安全・安心 4 交流 5 産業 6 教育・文化 7 健康・福祉 8 参加・協働 9 その他(行財政) 	現況と課題のまとめ	<p>(3) その他都市基盤</p> <p>◇水源地での下水道の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市は下水道が完備されているが、水源地を持つ津久井3町には下水道が未整備であり、整備が急務である 津久井では合併処理槽利用者と下水道利用者との不公平感がある <p>◇ごみ対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> 城山町では、ごみ置き場がきれいであり、相模湖町では一人あたりのごみ排出量は少ないものの、ポリ袋不要の買い物などごみの減量化も重要である 一方、水源地でのごみの不法投棄が多い <p>◇情報基盤の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原町には光ファイバーが整備されているが、城山町、津久井町の情報基盤は進んでいない 	<p>◇都市的地域の緑地整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園、桜並木、緑道、河川の広場などが整備されているものの、相模原市には自然らしい自然が少ない <p>◇景観形成について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模湖町では随所に花壇などがおかれ、心なごむ。R412、R413沿道の修景対策を実施したい <p>◇公営住宅の改善について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市内の公営住宅は市民ニーズを満たせていない(不足、狭い)。一方、津久井町では格安で入居が可能である <p>◇都市ガスの整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市内での都市ガス整備の格差がある <p>◇サイン・案内板の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共案内版がわかりづらい 	 <p>北清掃工場 (相模原市)</p>  <p>津久井郡ごみ処理施設</p>  <p>公共下水道整備 (相模湖町)</p>
	<p>【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題</p>				

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>(3) その他都市基盤</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方都市として一定の設備が整っている ○橋本地区は駅を中心に、出張所、幼稚園、小・中・高等学校、病院、商店等、徒歩圏内に生活する上での望む以上のものが整備されている ○色々な公共施設(文化、スポーツ等)が充実している ○それぞれ個性をもった施設群を拠点的につくっているのはよいと思う。それぞれが森になっている ○下水道が完備されている ○都市公園、木もれびの森、桜並木などの緑が多い ○緑道、散策道が整備されている ○市の中心地の区画整理は見事。街路樹の緑も素晴らしい ○都市ガスは便利である ○南清掃工場の周辺対策、景観対策も良く、静かな工場だと思った ○主要ポイントや街中にかなりあじさいが目立ち、特徴となっている。(ちょうどシーズンであるせい) ○ひばり放送がある ○米軍基地は、交流があり様々な体験ができる 	<p>(3) その他都市基盤</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の施設が充実している ○自然も多く、スポーツのできるグラウンドが充実し、各自治会や青少年育成会組織を土台とする町の体制がしっかりしていて高齢者、成人、子供達への環境づくりに力をいれている ○ごみ置き場がきれい。ごみの収集も徹底されていて衛生的にも住みやすい <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●R412、R413沿道の修景対策を地域住民と行政が協力して実施したい。修景対策懇談会を先ずつくって、(特に建設関係、自動車関係業者の景観意識の向上が商業振興上も必要) ●情報インフラの整備は進んでいるとは言えない 	<p>(3) その他都市基盤</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の施設などの使用料が安い(無料) ○町営の住宅が格安で入居可 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●合併処理槽利用者と下水道利用者との不公平感がある ●ごみ、し尿を各々1町ごとには出来ず、4町共同で行っているという事はやはり地域性・結束力を感じた。分別や回収日も相模原とは違いますので慣れるまで大変かもしれません ●ごみ処置は合併の大きな課題となっているはずなのに、なぜ有料化をしないのだろうか。これは全国的な課題であり、有料化の流れが普通だと思う ●光通信網が来っていない。インターネット環境が悪い ●有線TV ●相模原市の上大島の施設などは、本来なら津久井町に造るべきであった ●主要銀行がない 	<p>(3) その他都市基盤</p> <p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共機関、施設、道路、交通機関等が小自治体としては整っている ○1人当たりごみ排出量が少ない ○住民運動で光ファイバーが通った ○町の随所にフラワーポットなどがおかれ、心なごむ <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相模湖町の少子高齢化が進み、子供が少なく、町の活性化がはかれない。まちづくりが消極的である ●ポイ捨てが多い。水源地の割にゴミの不法投棄、廃屋、廃品。リサイクル、野晒しが目立ち不潔感あり ●都市銀行がない
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●下水道の未整備。水源地として整備急務 			

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題			
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●これ以上の箱物は不要、維持費が無駄では ●都市ガスが整備されていない ●公営住宅が市民ニーズを満たせない（不足、狭い） ●公共サイン（案内）がわかりづらい ●ごみ減量を更に進めることが重要である。ポリ袋等不要の買物 ●南清掃工場 <p>…施設の古さを感じた。H18年に新しい施設が着工予定との説明があり心強く思った。</p> <p>…改築にあたっては、他施設、周辺ごみ状況、制度面、総合的に考慮した対応を願いたい</p> <p>…津久井郡の焼却炉の総合化を図り人員の削減が可能(3ヶ所での能力要検討)</p>			

○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ③

<p>意見の整理例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然環境 2 生活環境・都市環境 3 安全・安心 4 交流 5 産業 6 教育・文化 7 健康・福祉 8 参加・協働 9 その他(行財政) 	<p>現況と課題のまとめ</p> <p>◇防災対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模湖町は大雪、大雨ですぐ陸の孤島になってしまう <p>◇治水対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害に気を抜けない <p>◇消防体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防、救急救助の体制が不安であり、消防連絡網なども含めて新市全体の構造をみなおす <p>◇公害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業公害が少ない。 ・騒音道路公害（暴走車、排気ガス、ポイ捨て、渋滞、騒音、振動）がある <p>◇防犯対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市内での犯罪発生が課題である。 ・街灯が少ない場所がある。 <p>◇救急体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポートの設備、山岳遭難時、救急移送病者用等 <p>◇交通安全対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部を除き歩道が極端に狭い。道路幅の狭いところも多く危険を感じる人が多い 	 <p>溝上大野台雨水幹線（相模原市）</p>  <p>消防署城山分署（城山町）</p>  <p>津久井郡消防本部</p>
---	--	--

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業公害が少ない <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交通・工業・産廃施設により空気が汚れている ●市内に警察署が2署あるにもかかわらず、犯罪発生が多い 	<p>【良いところ】</p> <p>【課題】</p>	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急病院、消防、救急、活用、治安は良い ○町の安全性の高さ。治安がよい <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防、救急救助の体制が不安だと思うので、合併を契機に対策を考えないといけない ●消防ネットワークの要なども含めて新市全体の構造をもう少し丁寧にみていくとよい ●消防を各々1町ごとには出来ず、4町共同で行っているという事はやはり地域性・結束力を感じた。消防に関しての課題は合併後も大きな問題かもしれません ●水害に気を抜けない ●ヘリポートの設備、山岳遭難時、救急移送病者用等 ●最終処分場がいっぱいなのは知らなかった。道志川に廃水(処理水)を流しているのも知らなかった。ちょっと怖い。重金属の封入された灰ペレット(よく知らないからだと思うが)も怖い ●一部を除き歩行スペースが極端に狭い。狭隘道路も多く危険を感じる人が多い 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○台風等の災害が少ない <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大雪、大雨ですぐ陸の孤島になってしまう ●街灯が少ない、暗い ●騒音道路公害（暴走車、排気ガス、ポイ捨て、渋滞、騒音、振動）

○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ④

<p style="writing-mode: vertical-rl;">意見の整理(例)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 自然環境</p> <p>2 生活環境・都市環境</p> <p>3 安全・安心</p> <p style="background-color: #cccccc;">4 交流</p> <p>5 産業</p> <p>6 教育・文化</p> <p>7 健康・福祉</p> <p>8 参加・協働</p> <p>9 その他(行財政)</p> </div>	<p>現況と課題のまとめ</p> <p>◇観光拠点の連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県有数の観光地だが連携がない。駅、高速インターも生かされていない。昔は観光地、今は通過点である <p>◇自然のレクリエーション拠点について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川での釣りやキャンプなど、子供たちが自然と触れ合える。また、自然とふれあえるスポットもあり、自然を活かした体験型の観光開発を今後進められたらよい <p>◇スポーツ・レクリエーションの推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市内には、温水プール、スケートリンク、野球場等の施設が充実している <p>◇既往観光施設の有効活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井湖記念館、尾崎記念館や郷土史資料館などの改築・広報が必要である <p>◇湖の観光利用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山湖、津久井湖、相模湖が観光資源として活かしきれていない <p>◇街並みの観光資源への活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R20の小原本陣付近のまちなみ(街道)はもっと保存して観光資源にしたらいい <p>◇伝統的行事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な祭行事がある(大風祭、七夕祭、花火大会、もみじ祭り等)が、一部規模の縮小がみられる <p>◇観光農業・市民農園について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町、津久井町には相模原市で不足している市民農園が多く、農産物の直販、菜園オーナーなどもある <p>◇子どもの遊び場の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市には都市公園が多く整備されているが、地域全体で近くに子供を遊ばせるような公園が不足している 	<div style="text-align: center;"> <p>大風まつり (相模原市)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>道志川 (津久井町)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>交流センター (相模湖町)</p> </div> </div>
--	---	---	--

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市公園が多く整備されている。気持ちが良い ○レクリエーション施設が充実している ○スポーツ施設がある公園が充実している ○大型の施設の完備、温水プール、スケートリンク、音楽用ホール、野球場等 ○市立総合体育館の施設規模は中央体育館として十分。市内施設からの情報発信、中核機能の充実などが大切。レストランも大規模体育館施設にはうってつけ。(自由に十分稼がせて) 経営に資する使用料・収入を得てはどうか ○総合水泳場(さがみはらグリーンプール)は、よく整備された環境の良いプール。多くの市民が活用出来る場にしたい。費用がかかってもこの様な設備は必要 ○相模川であゆ釣場、キャンプ常設 ○グリーントワーは、唯一、相模原市内全域を見られるスポットである。麻溝公園も広大な敷地でとても美しくよい ○伝統的な祭行事がある(大風祭、七夕祭、上溝田名祭、花火大会等) 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小倉橋でのこだまプール開場、キャンプが近場 ○身近に多くのアウトドアスポットがある <ul style="list-style-type: none"> …城山湖やカタクリの里、ホテル、清流の里、梅園等 …多様なハイキングコース・ウォーキングコース ○人口に対する市民農園数が多い ○城山湖 <ul style="list-style-type: none"> …城山湖は津久井山地への玄関口として重要 …周遊ハイキングコースでの森林浴 …城山湖からの眺望。相模原市内や津久井の町がよくみえ、このような地点を強調し視覚的一体化を促す …ダム周辺は人手が入っていないと良い感じ。自然を活かしてリラクゼーション・ヘルスエリアのような使い方が出来ると良い …湖が誕生したときと変わらない自然の佇まいに心がいやされる。環境保全には充分留意しなければならない ○津久井湖記念館では、津久井・相模湖のダム建設における歴史を再確認することができ、地域性を相模原市民に少しでも理解していただけたと思う ○町民文化祭・もみじ祭なども身近な感じで実施 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津久井湖公園の整備が進んでいる。期待大 ○相模原市に不足している市民農園が出来やすい ○ふれあいの館は観光客が結構多い ○観光開発の余地・可能性が十分にある ○シーズン中の登山客も結構多い ○観光資源(宮ヶ瀬湖、津久井湖、城山の整備)農産物の直販、菜園オーナー ○道志川の川辺でキャンプができる。早戸川で溪流釣ができる。野山川、身近に自然がある。子供たちが自然と触れ合える <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中途半端な総合グラウンドが複数ある ●津久井湖畔の観光が寂しい ●尾崎記念館や郷土史資料館などあるが、何となく入りにくい。積極的に見せようとしていない ●観光スポットにいくまでの道のりが長い。観光スポットによっては「あれ？」という場所(こっこパークとか)もある 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交流センターの催し物が良い ○相模湖の観光地、船遊び、釣、湖上祭の花火大会 <ul style="list-style-type: none"> …相模湖湖上祭は人気がある花火大会 …湖でボートに乗れる ○アミューズメントパーク、ピクニックランドがある ○相模湖ファンともいえるべき、ボランティアや来町リピーターが多い ○石老山は比較的、登りやすい。登山、ハイキング、散策路などの整備と、ガイド資料が行き届いている ○伝統行事、イベントが適時、各地にあり楽しめる <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子供が遊べる公園が少ない ●相模湖を観光資源として活かしきれていない ●相模湖の湖面利用が難しい中途半端な観光地 ●相模湖公園が園内、駐車場とも整備されたのに、思ったほど観光客が見られない ●相模湖公園の観光客は疎らで、公園入口の食堂は廃業して汚れ放題、隣の建物もガラス窓は汚れ惨めな姿を晒している

〔検討委員会での意見〕 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歴史の浅い「まち」なので、落ち着いた風格、風情が足りない ●まちのづくり、雰囲気深みに感じられず、外部から訪れたいと思わせる「まち」の魅力が少ない ●市民一人当りの公園面積は少なく、都市公園が全体的に不足。近くに子供を遊ばせるような公園だけがない ●都市公園は良く整備されているが、観光資源や奥座敷的地域がない。市街地もやや都市景観に欠ける地域が多い ●総合水泳場（さがみはらグリーンプール） <ul style="list-style-type: none"> …経費削減と収入増に更に工夫が必要 …こういう施設は「自ら来る人」だけの施設ではなくそうでない人も引き込んで活用していくそんな施策が必要（市民の健康増進） …体力測定等のサービス（回数券サービス等）研究して経費減向上を図る …市民選手権、年齢別記録大会等実施 PR 希望 ●ウェルネスさがみはら <ul style="list-style-type: none"> …立派な施設を市民が十分活用できる PR が必要 …FMさがみの活用。将来的にはさがみTV、案内等の構想で諸設備のPR等期待したい 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広大な津久井3町（藤野町も将来合併は参入されるように）都市計画で自然を活かした体験型の観光開発を今後新市で進められたらよい ●城山湖 <ul style="list-style-type: none"> …城山湖周遊ハイキングコースには、売店の設備、雨宿りのひさしが欲しい …城山湖の周りの整備と散策路の拡充整備、PRすればもっと良くなる。サインがハイセンス、効果的だとよい …城山湖に行く道サイドの緑が伸びきっているの、手入れが大変。城山湖をレジャー向けに開発しては …城山湖で町民の森散策路にプラス森林浴を兼ねたマレットゴルフ場とレストハウスを造設したらどうか …城山湖の南面の眺望を活かしたい。城山地域の自然保護、レクリエーションの拠点として民間資本を入れて観光開発し、新市観光の中心地とする …城山湖でのスポーツイベント・市民マラソン、駅伝の開催 …城山にケーブルリフトがあれば観光地としてメリットが出るのでは。県立津久井湖城山公園から城山へロープウェイを設置し、頂上に「シンボルタワー」をつくるなど観光設備を導入できないか …せっかく花や水で景観づくりをしているのに、観光センターから演歌が流れていたり、ラーメンやおみやげの旗がなびいていたりするのは問題 ●津久井湖記念館 <ul style="list-style-type: none"> …津久井湖記念館は負の歴史も含めてコンパクトによくまとまっているが、全体が古びている。リニューアル・PRすれば都市の地域史資料館として良い …施設としては古いこともあり、中途半端な感じがする。道の駅のイメージで立て直すのが良い …土曜日なのに活気が無い。野外音楽施設や文化ホール等があれば良いと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ●津久井町緑の休暇村センター <ul style="list-style-type: none"> …相模原市民の多くの方が利用できるようにしていきたい …ここも自然も施設も中途半端な感じ。もう少し広い自然を活用できないか …温泉、カラオケの出来る日帰り保養センター（老人もOK）の拡充整備 …温泉設備を早く立ち上げてPRを広く行い集客に努めるべき。R413からの入口に看板が欲しい …温泉掘削中、新市の奥座敷、県民、都民の憩いのスペースとして大切に整備したい、修景対策も。相模湖と宮ヶ瀬は一応まとまっている観光拠点と思う。湖畔に民間商業スペースがあり活気が生まれている ●一案（新小倉橋エリアに大型の道の駅建設、駐車場完備でテナントを募集し食堂、地場産物の直販、入浴、サウナ、仮眠部屋、観光のベースキャンプ、コミュニティセンターとして活用、馬券、ボート券売場併設、健全な娯楽場、地元活性） ●森林浴を主体とした公式マレットゴルフコースの新設 	<ul style="list-style-type: none"> ●相模湖は日本最初の人造湖だが、観光地としては、中央高速の開通以来通過点になってしまった ●ピクニックランドがあまりきれいでない ●お祭りなどの伝統的行事の規模が小さくなっている ●全国的に名が通り、神奈川県有数の観光地としての施設と遊具類があるが相互の連携がない。ピクニックランドも石老山等の山にもそれぞれ単眼で整備されている感じがある。3町唯一のJR駅、高速インターも生かされていない ●R20の小原本陣付近のまちなみ（街道）はもっと保存して観光資源にしたらいいと思う

○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ⑤

意見の整理例	1 自然環境	現況と課題のまとめ	◇産業の振興について	◇商業の活性化について	 <p>ツババイル田名工業団地（相模原市）</p>	 <p>工場集積地（城山町）</p>
	2 生活環境・都市環境		・相模原市では工業、商業の特性が豊かな一方、津久井3町では地場産業が弱く、職場が少ない	・相模原市では商店街の点在、大型店の出店など商業施設が充実している。城山町では日常の買い物は充足しているものの、津久井町、相模湖町では商店街の活気がなく、特色ある商店づくりが必要となっている		
	3 安全・安心	◇企業誘致について	・水源地域では各種規制があり、企業立地の基盤が整っていない		 <p>ふれあい農園（津久井町）</p>	 <p>林業担い手（相模湖町）</p>
	4 交流	◇農業の保全、担い手について	・相模原市では農地の違法転用、不法投棄など畑地の環境が悪い。相模湖町では、無農薬、有機的農園芸に努めている住民がいる。			
	5 産業	◇林業の保全、担い手について	・自然豊かだが、山林の材価の低迷により山林が荒廃している。自然を活かした産業が求められる			
	6 教育・文化					
	7 健康・福祉					
	8 参加・協働					
	9 その他(行財政)					

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農工商とりあえずひととおそろっている。商工業が盛んで雇用の場が多い。しかも、これからの成長が期待できる。工業、商業の特性が豊か ○2次、3次産業が多く就職先が多い ○現産業だけではなく、新たな産業の創出への取組みがなされている ○商店街が点在していて買い物に困らない。商業施設が充実している。各種大型店があり便利 ○買い物が近くでほぼ全て済む ○R16沿道は全国でも有数の物価の安さは大切な都市機能の一つ <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農地の違法転用、不法投棄など畑地の環境が悪い ●相模原市自体が大きいので商圏が大きいまとが絞りにくい ●殆どが大型ショッピングセンター化し、従来からの商店街に活気が無い、もしくは消滅している 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場等が多い感じ。雇用の場が多い ○日常の買い物は町内で済ますことができる。ちょっと足を伸ばす感覚でデパート、専門店にも行ける ○R413沿いの大型店 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地場産業が弱い。職場が少ない ●大きな本屋、画材屋が無いので橋本駅前まで行く ●町内で用事を済ます事が限られてしまう。パワーを感じない 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地場産業（組み紐）がある ○日常の買い物はスーパーが24時間オープンで便利 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●荒廃山林・未利用農地が多い。景観を損ねる ●津久井での働く場の確保は難しい。都心部に出るためには駅周辺への駐車場確保が必要 ●地場産業が弱い。職場が少ない …かつては、有数の生糸生産地であったが、今や壊滅的な状態である ●大企業がない。二次産業の欠落 ●企業立地の基盤が整っていないうえ、排水規制が厳しく新規立地を妨げている ●誘致した産業の景気も悪く閉鎖した工場もある ●商店街が中型、大型スーパーの影響もあって閑散としている。高級品の買い物は、立川、町田、八王子へ出向く ●個人商店の元気がないのが寂しい。中野商店街ではシャッターの閉まっている店が多く、活気が無く、閑散としている。大型店がバイパスにあるが特色ある商店作りが必要である 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○無農薬、有機的農園芸に努めている住民がいる ○観光・地場産業に発展可能性を感じる <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●荒れた林野が多い ●町の企業と人口の少なさは将来の自立性に欠ける ●中心となる産業が無い。地場産業が弱い。職場が少ない ●水源地であるため、各種規制があり産業らしい産業が無い ●日用品を売る店が遠く不便。町中心部に大型店（スーパー）が無い ●町中心部にガソリンスタンドが無い ●駅前商店街が充実していない ●駅周辺商店街は毎年店舗が減っていく。もっと工夫し個人商店、商店街としての個性を出していく必要がある。地域住民ももっと個人商店に目を向けないといけない。相模湖公園の商店街は高度成長期のレトロな雰囲気を出していただければ受ける
	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然が豊かだが山林の材価の低迷により山が荒れている。将来問題 ●山林の荒廃（水源資質の保全）山林所有者は先祖代々の山林を相続しないと云っている 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然を活かした産業があるとよい 	

○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ⑥

<p>意見の整理例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然環境 2 生活環境・都市環境 3 安全・安心 4 交流 5 産業 6 教育・文化 7 健康・福祉 8 参加・協働 9 その他(行財政) 	<p>現況と課題のまとめ</p> <p>◇学校施設の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市に小学校～大学まで学校が数多い。相模湖町からは高校通学が不便である ・城山町での学校施設の老朽化や津久井町での小・中学校の選択の幅が狭い。 <p>◇学校教育の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市では、学校評議会制度が導入されているものの、認知度が低い ・英語教育の早期教育希望、国際人の養成 <p>◇生涯学習の推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町主催の歴史講座などの内容は、身近な話題で親しみやすい <p>◇文化施設の活用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市にはグリーンホール、博物館、図書館などの文化施設が充実している。相模湖町では交流センターで身近に音楽や映画等芸術に触れることができる <p>◇地域内でのこどもの教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事への地域、家庭の参加が活発に行われている。子供たちが伸び伸びとできていない <p>◇文化財の保護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町の鎮守としての川尻八幡の存在がよい <p>◇学校給食の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町では中学校給食がある一方、相模原市にはない。完全学校給食制度は子を持つ親たちにはありがたい 	 <p>博物館 (相模原市)</p>  <p>学校給食センター (城山町)</p>  <p>津久井城遺跡調査 (津久井町)</p>  <p>伝統的祭り (相模湖町)</p>
---	---	--

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校～大学まで学校数が多く通学が便利。小中学校の規模が適正で、学区が広がりすぎない ○学校評議員制度の導入 ○大学が多数あり今後の市のあり方として「文教」を重点にする事がベストではないか ○グリーンホール、博物館などに代表される文化施設が多く恵まれている ○図書館のハードソフト（開架式、相談員等の対応）共にすばらしい ○相模原市立博物館 <ul style="list-style-type: none"> …施設の素晴らしさ（さがみはらの歴史に触れられる、コンセプトの明確さ） …内部の展示も分かりやすく、親しみが持てる。再度来たくなる。津久井その他、外部へのPRを盛んにしたい。一帯を文化ゾーンとして更に整備したい <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合学習にしても学校評議員制度にしても、認知度が足りない。もっとオープンにして民間から人を募る等、民の意見を取り入れる更なる姿勢が必要 ●中学校がお弁当 ●図書館への力点がやや弱い 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中学校給食がある。子育て支援活動や小学校中学校を通しての完全学校給食制度も子を持つ親たちにはありがたい。設備の整った給食センターがある ○学校行事への地域、家庭の参加が活発に行われている ○小さいながら身近な公民館図書室がある（但し、蔵書数には不満あり） ○八幡神社のお祭りや各自治単位での盆踊り、育成会イベントがとても良いイメージがある ○町主催の歴史講座などの内容は、身近な話題で親しみやすい ○町の鎮守としての川尻八幡の存在 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校施設や校舎等が古く備品も粗末 ●小学校でも高学年に音楽美術等専門の教職員が増やせるとよい ●学校設備、施設に加えて青少年が集える場所がない。周辺には大学も増えているので、学び、集い、ふれあえる大きな図書館のような施設があったらよい。城山町の世帯も高齢化し若者が少なくなりつつあるので、城山町に是非あると良い ●文化施設が少ない。大きなホールがない 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域毎に小中学校が配置されている ○高校、大学へ自宅からの通学可能 ○子供たちが伸び伸びとできていない。(昔のガキ大将のイメージ) ○教育委員会の町民大学講座開講の利用、海外姉妹都市との交流 ○地域伝統文化が根付いている。歴史・伝統があり、活かされている ○公共、文化施設が整っている <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●教育文化施設が少ない ●小学校、中学校の選択の幅が狭い（新市立の中学、高校一貫全寮制での人材養成を希望） ●新市立の幼稚園（保育園）、小学校で英語教育（アメリカンスクール方式）外国語の早期教育希望、国際人の養成 ●文化、教育面のおくれ ●良質な音楽や演劇、芸術など町内で接する機会はない 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子供たちが伸び伸びとできていない。(昔のガキ大将のイメージ) ○交流センターで身近に音楽や映画等芸術に触れることができる ○町内に彫刻が多くある <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高校への通学が不便

〔検討委員会での意見〕 ○良いところ ●課題			
相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<ul style="list-style-type: none"> ●施設はあるが利用頻度が少ない ●相模原市立博物館 <ul style="list-style-type: none"> …現相模原市だけの説明にとどまっているものが多く合併したらどうするのか心配 …赤字収支で大変と思うがこの様な教養施設は必要。特別事業や市民学生以外の見学者は安い入館料をとって、赤字減らしをしてもいいのではないか …財政が予算の見直しで大変という説明が多かったが、職員数は多いように感じた …特別展示室をつかわない時には多くの収蔵品があるということなのでテーマを決めて展示したらどうか …用途別に説明を子供にもわかりやすくする必要を考えてみたら 	<ul style="list-style-type: none"> ●教養講座などの募集に際して、なかなか受講者が集まらない ●公民館について趣味をする為の施設があまり無い（陶芸釜、電動ロクロなど） 		

○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ⑦

<p>意見の整理例</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然環境 2 生活環境・都市環境 3 安全・安心 4 交流 5 産業 6 教育・文化 7 健康・福祉 8 参加・協働 9 その他(行財政) 	<p>現況と課題のまとめ</p> <p>◇少子高齢化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井3町の少子高齢化が進んでいる <p>◇医療体制の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市では病院（大学病院、救急病院）が充実し、市民健診が制度化しているものの、専門医療施設、休日診療、子どもに対する医療が不足している ・津久井3町の医療機関が少なく、津久井町内にヘリポートを設け、相模原の大病院への搬送出来ないか <p>◇児童福祉の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市では保育所が少ない ・城山町では、社会福祉協議会やボランティアによる様々なボランティア活動が活発に行われ、小中学校生徒の体験学習も多い <p>◇高齢者福祉の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のための福祉施設が不足している。特に、津久井3町の少子高齢化が問題である ・高齢化社会に向けて、有料老人ホームを低廉で、希望者を収納可能な設備の完備が必要である ・相模原市の市民生きがい農園、あじさい大学等が、抽選のため高齢者の希望を満たせない <p>◇障害者福祉の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を持つ児童への支援が求められる 	 <p>障害者支援センター（相模原市）</p>  <p>ウェルネスさがみはら（相模原市）</p>  <p>保健福祉センター（城山町）</p>
---	---	---

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○病院（大学病院、救急病院）が充実している。 ○市民健診が制度化している ○市民病院が無く、結果特別会計を使わないで済む ○福祉施設が充実している。子育てについて福祉的なサポートがある ○在宅福祉の拠点が公民館区毎にある ○保健所が市内にある <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大きな病院等が地域に貢献していない ●耳鼻科・眼科等の専門医療施設が少ない ●休日診療を行っているところが少ない ●子供に対する医療が充実してない ●障害を持つ児童への支援が足りないように思う ●高齢者に対する福祉が見えない。高齢者のための福祉施設がまだ不足している ●公立医療老人ホームが少ない ●保育所、老人施設等が少ない。（児童保育所の数及び規模が小さい）。学童保育の時間が短い ●市民生きがい農園、あじさい大学等が、高齢者ニーズを満たせない(抽選) 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民センターや保健福祉センターでの催し物も充実している。一般使用もできるので、様々な団体や町民との交流の場となっている ○社会福祉協議会やボランティアによる様々なボランティア活動が活発に行われ、小中学校生徒の体験学習も多い。ライフホーム城山見学など、子供達がお年よりと接する事も多く大切な施設の一つです <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●少子高齢化 ●医療機関が少ない。人口に対する医療施設率が低い ●大きな総合病院や専門医等、医療施設が少ない 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○赤十字病院がある ○福祉政策良好 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人口が減少、過疎化が進んでいる ●子供に対する医療費補助が少ない ●高齢化社会に向けて、有料老人ホームを低廉で、希望者を収納可能な設備の完備 ●鳥屋、青根、青野原周辺にヘリポートを設け、相模原の大病院への搬送出来ないか 	<p>【良いところ】</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●少子高齢化 ●老人ホームがない ●医療設備が整っていない、特に夜間

○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ⑧

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">意見の整理(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然環境 2 生活環境・都市環境 3 安全・安心 4 交流 5 産業 6 教育・文化 7 健康・福祉 8 参加・協働 9 その他(行財政) 	<p>現況と課題のまとめ</p> <p>◇地域コミュニティの形成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市は、東京への通勤客が多く地元意識が薄い。一方、津久井3町は、住民同志の交流が盛んである。ただし、新旧住民間の交流は必ずしもうまくいっていない場合もある <p>◇自治会の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会が活発である。これは子供の発育に大変大きい。一方、自治会の活動は、昔からの慣例的な活動が多く、末端の民意が活かされた活動が出来ていない部分が見受けられる <p>◇住民と行政の関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津久井3町では行政と住民が近在している 	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>木もれびの森美化運動(相模原市)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>相模川クリーン作戦(相模原市)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>住民参加(相模湖町)</p> </div>
---	--	--

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民参加に重点を置いている ○特別近所との付き合いをしなくても生活が成り立つ ○自治会の数の充実 ○市内に多様な人材が居住している。これらの人の力が取り入れられたら素晴らしい <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東京への通勤客が多く地元意識が薄い。単なるベッドタウンで市民の指向は東京都に向いていて地元に向いていない ●京浜地区のベッドタウン的な人口の急激な増加によるまちなので、人の温かみを感じない ●市民の地域に対する執着心が少ない。結果的にまちづくりへの市民参画が果たされていない ●地域の関係が希薄化している ●自治会の地主さん達中心になっているところがある ●自治会の活動は、昔からの慣例的な活動が多く、末端の民意が活かされた活動が出来ていない部分が見受けられる。時代と住民のニーズに必ずしも合致していない 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規模が小さいこともあり住民同志の交流が盛んである。町が小さいので、何となく皆「同じ住民」の意識 ○自治会が活発である。これは子供の発育に大変大きい ○住民一人ひとりに目が行き届きサービスは勿論の事、ふれあいの暖かさを感じる <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●昔からの住民と新住民の融合は必ずしもうまくいっていない ●新住民は、愛「町」意識などはあまりない 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民同士の付き合いが密接に感じる ○地域のコミュニティ活動が盛ん ○郷土意識が強い <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●環境保全育成についての住民意識が低い ●よい町を作ろうなどということを考える住民は少ない 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居住者はみな人情に厚い ○地域住民同士の付き合いが密接に感じる ○一般住民、近隣社会の雰囲気が良く排他的ではなく、とけ込みやすい(転入時の印象) ○自治会の組織、活動が程よく行われている ○住民同士の交流が温かみのある町である <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町、町民全体としての連帯感や郷土意識の希薄さ(昭和、明治の大合併以前の地域意識が濃厚) ●せっかくの地域まちづくり資源が埋もれ、私物にとどまっている
		<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人情味が豊か。あたたかい人柄 ○行政と住民が近在している 	

○検討委員会での現況と課題に関する意見のまとめ⑨

意見の整理例	<ul style="list-style-type: none"> 1 自然環境 2 生活環境・都市環境 3 安全・安心 4 交流 5 産業 6 教育・文化 7 健康・福祉 8 参加・協働 9 その他(行財政) 	現況と課題のまとめ
		<p>◇行政サービスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町や相模湖町など規模が小さいこともあり行政サービスがきめ細かい <p>◇施策の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町としての施策に若々しさが感じられない。計画事業の実施が遅れている <p>◇財政基盤について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市は財政力に優れている一方、津久井3町の財政基盤は弱い <p>◇行政職員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市の市役所に専門家の職員がいる <p>◇役所・役場の位置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役所、役場への距離が遠い

【検討委員会での意見】 ○良いところ ●課題

相模原市	城山町	津久井町	相模湖町
<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財政力指数が高い。公共施設が充実している ○市役所に専門家スタッフがいる ○都市財政の力量にすぐれている。(行政の先進性) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市役所が遠い ●施設使用に関し、市民のニーズに応えられるような使用環境を充実させるべき（バリューフォーマネー、宝の持ち腐れになりかねない） 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規模が小さいこともあり行政サービスがきめ細かい ○自治会等への助成金がある ○役場・公民館・保健福祉センターなどに住民は親近感をもっている ○小さい町だからか、すぐ声が届く（危ない道路には信号機を付けてもらえたり、危ない歩道の段差を取ってもらえたり、犬のフン規制をしてもらえたり出前役場で目の前で質問に答えてもらったり） ○財政力が豊か（運営に無理がない） ○人口、面積等バランスがいい <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相模原市と生活圏は一体になっているかと思うけれども行政の連携がとれていない ●財政基盤が弱い ●何となく旧態然としたやり方のように思える ●改革・変革への意識はやや乏しい印象 ●町としての施策に若々しさが感じられない ●地元業者優先はよいが、多少馴れ合い的な雰囲気を感じる 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金がない、金がないばかりで工夫する姿勢があまり見られないのが残念 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財政基盤が弱い。財政力が弱含み（面積需要が大きいためか） 	<p>【良いところ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町役場職場（窓口等）の接客態度がアットホーム、対応も適切、率直で好ましい ○各種住民負担が平均並で重圧感がない <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財政基盤が弱い ●役場が遠方にある ●計画事業の実施が財政的なことなのか遅れている

報告第19号

相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程の一部改正について

相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程（平成16年4月1日施行）の一部を改正したので、次のとおり報告する。

平成16年8月4日提出

相模原・津久井地域合併協議会会長 小川 勇夫

相模原・津久井地域合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、相模原・津久井地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、相模原・津久井地域合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項について協議又は調整をする。

- (1) 協議会の会議に提案すべき事項
- (2) その他協議会の運営について必要な事項

（組織）

第3条 幹事会は、幹事4人をもって組織する。

2 幹事は、協議会を構成する市町の助役（2人以上の助役を置く市町にあっては、当該市町の長が指名する助役）をもって充てる。ただし、助役が欠けた市町にあっては、当該市町の長が指定する職にある者をもって充てるものとする。

（幹事長及び副幹事長）

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。

- 2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。
- 3 幹事長は、幹事会を主宰し、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、幹事長が必要に応じて開催する。

2 幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係市町の職員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（専門部会）

第6条 規約第2条第1号及び第3号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整をするため、幹事会に関係市町の職員によって構成する専門部会を置く。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（報告）

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければ

ならない。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第12条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が指定した幹事が開催する。

附 則

この規程は、平成16年7月16日から施行する。

その他

(1) 第 5 回相模原・津久井地域合併協議会次第 (案) について

第 5 回 相模原・津久井地域合併協議会次第

日時：平成 1 6 年 8 月 2 5 日 (水) 午後 2 時から

場所：けやき会館 5 階 大樹の間

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

< 協議事項 >

協議第 18 号 地方税の取扱いについて

協議第 19 号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第 20 号 介護保険事業の取扱いについて

協議第 21 号 保健衛生事業の取扱いについて

協議第 22 号 使用料、手数料等の取扱いについて

協議第 23 号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第 24 号 各種事務事業の取扱いについて (A ランク) その 1

< 報告事項 >

報告第 20 号 各種事務事業の取扱いについて (B ・ C ランク) その 2

報告第 21 号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会における検討状況について

報告第 22 号 議員の定数等に関する検討委員会における検討状況について

4 そ の 他

(1) 第 6 回相模原・津久井地域合併協議会次第 (案) について

(2) 今後の協議会開催日程 (案) について

5 閉 会

(2) 今後の協議会開催日程 (案) について

第 6 回相模原・津久井地域合併協議会 (予定)

日 時：平成 1 6 年 9 月 2 1 日 (火) 午後 2 時から

場 所：津久井町生涯学習センター体育館